

陳 情 書 綴

(陳情第 55 号～第 81 号)

令和 2 年第 5 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

| | | |
|---------|------------------------|----|
| 陳情第 55号 | 保健所及び地域医療機関について | 1 |
| 陳情第 56号 | 天皇制について | 3 |
| 陳情第 57号 | 医療用品について | 5 |
| 陳情第 58号 | 補聴器購入に対する公的補助制度の創設について | 7 |
| 陳情第 59号 | 行政にかかる諸問題についてのうち第1～4項 | 9 |
| 陳情第 60号 | 行政にかかる諸問題についてのうち第1項 | 15 |
| 陳情第 61号 | 行政にかかる諸問題についてのうち第1・2項 | 17 |
| 陳情第 62号 | 少人数学級についてのうち第1項 | 19 |

(議会運営委員会)

| | | |
|---------|-------------------------|----|
| 陳情第 59号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 9 |
| 陳情第 63号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 21 |

(総務財政委員会)

| | | |
|---------|-------------------------|----|
| 陳情第 59号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 9 |
| 陳情第 60号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 15 |
| 陳情第 61号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 17 |
| 陳情第 63号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 21 |
| 陳情第 64号 | 喫煙所について | 27 |
| 陳情第 65号 | 公文書管理について | 31 |
| 陳情第 66号 | 大都市政策について | 33 |
| 陳情第 67号 | 障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分 | 35 |

(市民人権委員会)

| | | |
|---------|-------------------------|----|
| 陳情第 59号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 9 |
| 陳情第 60号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 15 |
| 陳情第 61号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 17 |
| 陳情第 63号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 21 |
| 陳情第 67号 | 障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分 | 35 |
| 陳情第 68号 | 新金岡市民センターについて | 45 |
| 陳情第 69号 | 防災施策について | 47 |
| 陳情第 70号 | まちの美化について | 49 |

(健康福祉委員会)

| | | |
|---------|-------------------------|----|
| 陳情第 59号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 9 |
| 陳情第 60号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 15 |
| 陳情第 61号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 17 |
| 陳情第 63号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 21 |
| 陳情第 67号 | 障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分 | 35 |
| 陳情第 71号 | 感染症対策等について | 51 |
| 陳情第 72号 | 予防接種について | 53 |
| 陳情第 73号 | 児童発達支援センターの充実について | 55 |
| 陳情第 74号 | 障害者施策等の充実について | 57 |
| 陳情第 75号 | 保育施策について | 59 |
| 陳情第 76号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 61 |

(産業環境委員会)

| | | |
|---------|-------------------------|----|
| 陳情第 59号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 9 |
| 陳情第 60号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 15 |
| 陳情第 63号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 21 |
| 陳情第 76号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 61 |

(建設委員会)

| | | |
|---------|-------------------------|----|
| 陳情第 59号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 9 |
| 陳情第 61号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 17 |
| 陳情第 63号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 21 |
| 陳情第 67号 | 障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分 | 35 |
| 陳情第 77号 | 公共交通について | 65 |
| 陳情第 78号 | 公園の管理・整備について | 67 |

(文教委員会)

| | | |
|---------|-------------------------|----|
| 陳情第 59号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 9 |
| 陳情第 61号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 17 |
| 陳情第 62号 | 少人数学級についてのうち本委員会所管分 | 19 |
| 陳情第 63号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 21 |
| 陳情第 76号 | 行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分 | 61 |
| 陳情第 79号 | 公立幼稚園について | 69 |
| 陳情第 80号 | 放課後施策について | 71 |
| 陳情第 81号 | 放課後施策について | 75 |

保健所及び地域医療機関について

陳 情 者 大阪市北区
大阪社会保障推進協議会
会長 井 上 賢 二

保健所機能の充実と地域医療機関に対する支援強化を求める意見書採択を求める陳情書

陳情の内容

新型コロナウイルス感染症が全国的かつ急速に蔓延したことに伴い、保健所や医療体制が極めてひっ迫し、地域経済にも甚大な影響をもたらしています。

こうした中、保健所は「帰国者・接触者電話相談センター」の役割を担い、感染者の行動調査や濃厚接触者の検査など、その業務は激増しました。一方で、1994年には全国で847か所あった保健所の設置数は、現在では469か所に減少しました。

大阪府では、2000年4月に22保健所7支所体制から15保健所14支所へ、2004年には14支所も廃止し15保健所へ、人員削減を伴う大幅な縮小「再編」が進められました。その後の中核市へ移管で現在大阪府の保健所は9か所です。大阪市では2000年4月に、各区24あった保健所が1保健所へと大幅な統廃合が強行されています。堺市でも2000年に、5か所の保健所が1か所へ、東大阪市でも2000年に3か所の保健所が1か所へと減らされました。

地域の防疫・公衆衛生を支える保健所には、これまでにない過度な負担がかかっています。実際に今般の新型コロナウイルスへの対応では保健所に電話がつながりにくく、PCR検査に至るまで時間がかかり、その間に病状が悪化するという問題も生じ、感染拡大防止に十分に機能したとは言えません。

現在、首都圏や大阪府をはじめ各地で感染者が再び増加しています。感染の疑いや不安がある人の相談体制とPCR検査体制等の拡充により、感染者の早期発見・隔離、早期治療の対応を図り、感染の拡大と医療崩壊を回避しなければなりません。コロナ禍のもとでの災害対応の中心になるのも保健所と医療機関です。

こうしたことを踏まえ、議会におかれましては、保健所機能の充実と地域医療の拡充に向け、下記の事項に早急に取り組まれるよう国に対して意見書採択をされますよう陳情いたします。

<陳情事項>

1. 感染症対策等を十分に考慮した保健所機能の充実・強化について計画的に人員を増やすよう検討し、非常時に切迫しないよう平時からゆとりのある体制とすること。
2. 昨年厚生省が名指しした全国 440 か所の公的公立病院のリストと再検証を白紙撤回し、地域医療体制が機能不全に陥ることのないよう関係機関に対する支援を強化すること。
3. 保健所体制・医療供給体制とも災害対応ができる体制を作ること。

受理年月日 令和 2 年 8 月 20 日

天皇制について

陳情者 大阪狭山市
平野博義

陳情の内容

法制度化されていないことから、自民党など、女性天皇お断りの空気が強い。何が男女共同参画ですか。男尊女卑の象徴です。

御承知の通り、女性差別撤廃条約は、1979年12月18日34回国連総会で、一国の反対もなく、採択されました。

日本も遅ればせながら、1985年6月25日、166番目に参加しました。女性は、育児や家庭中心という風潮残る中、最高の贈り物でありました。

然し、現実はどうでしょうか？例えば大臣にしても、20人中女性はたった2人、私の大阪狭山市の議会にしても、14人中女性は3議員だけです。

女性特有のハンディは有るものの性差別撤廃は、まだまだです。

「女性天皇拒否」は、性差別の象徴です。女性の声と行動が、政治を動かす時代が、日本はまだ遠い。

アメリカでは、女性が、副大統領候補に、さらに4年後には大統領候補になるかも、の時代だ。

新しい日本をつくるためにも堺市議会は、天皇制に「性差別」を廃し、女系天皇容認を求めてください。

日本は、35年も前に「性差別廃止」の国連の条約を批准しています。

男女共同参画の促進にもつながります。

愛子様の「天皇実現」で、新しい日本を迎えましょう。

それには、明治22年に作られた「皇室典範」に「男女を問わない」の一行が必要です。この改正は憲法改正のような難しいものではありません。

この陳情は、東京都議会・京都市議会にも提出しました。

<陳情事項>

女性差別の象徴的「女性天皇拒否」を撤廃し「愛子様天皇」実現を、議会から国会に強く要請して下さい。

受理年月日 令和2年10月15日

医療用品について

陳情者 愛知県安城市

社会の歪を鋭く追求 政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加藤 克助

国は国内に「医療用品」を生産する国策会社を設立すべきとの意見書を
厚生労働省に提出する事について

陳情の内容

世界及び日本経済は、中国を中心にあらゆる産業のサプライチェーンが形成され、「医療用品、医療用品の原材料」も例外ではありませんでした。パンデミックが起きると、世界各国は自国生産の「医療用品」の輸出を規制した為、マスク不足が顕著になりました。

政府は海外で「医療用品」を生産する企業に国内回帰を求める政策を実施。しかし、今後も起きうる感染症に対処する為に、国策会社「医療用品」を生産する会社を設立し、既存の大企業には委託生産をし、中小企業は集約化し、今後起きうるパンデミックに備える必要があります。

参考資料（医療用品輸入元 令和2年4月15日日本経済新聞に基づく、国産化の比率が高まれば輸入元は流動的）

ガウン→インドネシア、中国 ゴム手袋→マレーシア

マスク→中国 防護服→米国

<陳情事項>

国は国内に「医療用品」を生産する国策会社を設立すべきとの意見書を厚生労働省に提出してください。

受理年月日 令和2年11月5日

補聴器購入に対する公的補助制度の創設について

陳 情 者 堺市美原区

全日本年金者組合・堺美原支部

一 塚 正 紘

全日本年金者組合・堺堺支部

支部長 森 岡 盛 治

全日本年金者組合・堺東支部

支部長 小 林 武

全日本年金者組合・堺北支部

支部長 林 洋 司

全日本年金者組合・堺南支部

支部長 中 島 一 郎

全日本年金者組合・堺西支部

支部長 坂 本 讓 次

全日本年金者組合・堺中支部

支部長 横 田 邦 治

全日本年金者組合・堺美原支部

支部長 佐 治 行 雄

「加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」採択を求める陳情

陳情の内容

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になります。最近の研究では、難聴は脳に入ってくる情報を減少させ、そのことが脳の機能の低下につながり、鬱や認知症の危険因子になると指摘されています。加えて背後からの車両の接近に気づけなくなるなど、事故や犯罪被害にも遭いやすくなることが懸念されます。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められます。日本での普及率の低さは、補聴器価格が片耳当たり概ね 15

万円から 30 万円の高額で、保険適用がなく、全額自費という実態が原因していると考えられます。身体障害者福祉法第 4 条に規定する高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により 1 割負担、中程度以下の場合は購入後に医療費控除の適用などがありますが、その対象者はわずかで、約 9 割は自費購入という実態にあり、特に低所得の高齢者への配慮が求められます。

欧米においては、既に補聴器購入に対しての公的補助制度がほぼ確立していますが、日本では国としての制度が整備されておらず、一部の自治体が独自に行っているにすぎません。政府の政策として、高齢者の社会参加の促進、定年延長や再雇用を求めています。耳が聞こえにくい、聞こえないというハンディが社会参加の大きな障害となっていて、今や補聴器は高齢者の社会参加の必需品となっています。

高齢になっても生活の質を落とさず心身ともに健康で健やかに過ごす、ひいては認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるよう、下記事項を陳情いたします。

<陳情事項>

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める地方自治法第 99 条による意見書を提出して下さい。

受理年月日 令和 2 年 11 月 11 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区
新日本婦人の会 堺支部
代表 高 宮 洋 子
長川堂 いく子
畠 山 久 子
滝 口 和 美
寺 田 絵 美

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から高齢者世代までの各世代の会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根の運動を進めています。とりわけもっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、誰もが安心して暮らせる格差のない堺市であってほしいと切実に願っております。

また国に対しても、新型コロナウイルス感染などに対する対策が前進するよう、医療体制、また生活保障など急ぎ対策・保障を求めてくださるようお願いいたします。堺市独自の対策も強めてください。

温暖化による異常気象や南海トラフの地震対策など、いつ起こるかかわからない災害から命を守るための施策も引きつづき望みます。

社会保障など堺市の優れた施策はさらに前進させ、政令市「堺」の市政が真に市民のための自治体として市民の目に見えるよう「自治体と市民の繋がりの強化」「安心・安全の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願い、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 大阪府・市はIR型（統合リゾート施設）カジノを誘致しようとしています。この誘致にたいしては多くの府民が反対しています。コロナ禍でカジノは無理です。白紙に戻すよう、議会として大阪府に強く求めてください。大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部への参画をやめ、夢洲のIR誘致に関わらないことを隣接自治体として反対の意見を表明してください。

2. 子どもの実態を無視し、学校間・地域間の過度の競争を煽る小学生の「すくすくテスト」導入は中止し、中学校の「チャレンジテスト」を廃止してください。大阪府教育庁にも、堺市議会として中止するよう要望してください。
3. 国民健康保険料について、大阪府国民健康保険運営方針の統一保険料率などが定められましたが、当面は基金からの繰り入れで大きな負担額とならないようにしてください。負担軽減の措置を議会として大阪府に要望してください。
4. 堺市は「非核都市宣言」をしています。核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信してください。
核兵器禁止条約に被爆国である日本が署名と批准をするように、議会としても国に対して要望してください。

議会運営委員会審査分

5. 「議会だより」の発行を引き続き要望します。

総務財政委員会審査分

6. 「住民自治基本条例」は大阪府内 14 市町村で制定されています。情報を集めていくとの回答がありましたが、市民の意思を反映できる住民投票条例を含めた自治基本条例の制定など、具体的な進捗状況を教えてください。
7. 市長が公の場で直接市民に接することが少なくなっているとの声が聞こえます。市長メッセージが広報に掲載されていますが、これでは一方通行です。各区に出向き、市民の声を聞いて市政に反映してください。
8. 市民の個人情報を取り扱う業務委託について、「堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準」に基づき、秘密の保持、罰則、適正管理、返還、廃棄等の事項を定めた契約を締結した受託業者が、個人情報に係る事故を起こさないよう対応を行っていること、さらに再委託先に対して同様の義務を負わせ、遵守を監督しているとのことですが、決してあってはならない情報漏洩が起こらないよう、どのように実効性を担保しているのか詳しく教えてください。
9. 市内全戸に配布の「広報さかい」のさらなる充実を引き続き要望します。今年度になってからの配布方法の変更や商業ビラの折り込みなどについて説明を求めます。
10. 大阪府・市は IR 型（統合リゾート施設）カジノを誘致しようとしています。この誘致にたいしては多くの府民が反対しています。コロナ禍でカジノは無理です。白紙に戻すよう、堺市として大阪府に強く求めてください。大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部への参画をやめ、夢洲の IR 誘致に関わらないことを隣接自治体として反対の意見を表明してください。
11. 大阪市廃止の住民投票の結果を受け、堺市長は「副首都推進本部」への参加をやめ、堺市政

の充実に努めてください。

12. 市として自衛隊員募集のために使われる名簿の提供は行わないで下さい。

13. 投票率の向上のために投票しやすい環境づくり、正確な開票作業ができる対策を求めます。

特に病院や施設入所の方や在宅で介護されている方々への投票権行使を保証する具体的手立てを進めてください。

市民人権委員会審査分

14. 毎年、異常気象により豪雨や台風災害が起きています。命や暮らしを守るための施策を優先してください。防災計画や危機管理等にかかる予算と人員体制を抜本的に拡充してください。

避難所は現在のままではコロナ感染にたいしても十分ではありません。いつ起こるかもしれない災害に対して、現在指定されている小中学校の体育館だけでは不十分です。避難しやすい近くの自治会館・校区会館や公立体育館なども対応できるように増やしてください。エアコン設置や簡易ベッド・パーティション・トイレなども急いで対応してください。また災害発生時の緊急放送は、防災行政無線屋外スピーカーを増設してください。

15. 津波など災害時に、高層マンションへの避難場所としての対応がされていますが、トイレ、暖房具、食料などや停電時の対応、住民の合意などができているか具体的な内容を教えてください。被災した家屋には、避難所が必要です。避難所を増やしてください。

16. 身近な市民の声や要望を議論し提案できる区民評議会は各区だけでなく、市政にも反映できるものです。会議の議論内容を市民に知らせ、また施策を充実させるためにも評議会主催で他の地域の経験を学ぶ学習会など、市民参加の場を広げてください。

17. 身近に市民の声を聞き、市民の相談に応える場として、各地域にある地域会館などで定期的に相談窓口をつくるなど工夫してください。

18. 広い堺市に公民館が6館では少なすぎます。せめて各区に一つは必要です。公民館のない地域の方は遠くて気軽に利用できません。公平性にかけます。女性の社会参加や高齢者のためにも、コミュニティの場づくりが必要です。近くで気軽に集まれる公的な会館を増やしてください。「増設の予定はない」との回答でしたが、せめて自治会館や校区地域会館などの利用料の補助をしてください。

19. 女性が日常的に安心して集まれる場所が少なく、地域活動もままなりません。女性の社会参加のためのにも各区に女性センターをつくってください。

20. 堺市は「非核都市宣言」をしています。核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信してください。

核兵器禁止条約に被爆国である日本が署名と批准をするように、堺市としても国に対して要望してください。

21. 私たちは憲法、とりわけ9条を守り生かすための草の根の取り組みを日常的に行っています。しかし国外の不安定な情勢にとって、今こそ憲法を生かす政策が求められています。日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を示してください。

健康福祉委員会審査分

22. 未だ収束をみない新型コロナウイルス感染症ですが、今後冬に向かって季節性インフルエンザとの同時流行も危惧されます。発熱・呼吸器症状のある患者が受診時に安心して適切な医療にアクセスできるよう、また感染症が拡大しないよう検査体制を拡充してください。医療崩壊が起こらないよう市としても医療従事者へ支援してください。

現在本庁に1か所、各区に保健センターが設置されていますが、保健センターは健康相談や保健指導等の市民サービスが本来業務であり、今回のような感染症流行時、危機管理の最前線としての保健所の機能は各区に必要なと考えます。将来的に保健所を拡充する計画を望みます。

23. 国民健康保険料について、大阪府国民健康保険運営方針の統一保険料率などが定められましたが、当面は基金からの繰り入れで大きな負担増とならないようにしてください。負担軽減の措置を堺市として大阪府に要望してください。

24. 高齢になると加齢性難聴になる方も多く、特定健診の中に聴力の検診を入れてください。

生活の質を上げ、認知症予防のためにも、補聴器をつけることが大切です。今コロナ禍のもとでマスクをつけての生活で特に聞き取りにくくなっています。補聴器は高額なため購入が困難です。補聴器購入のための助成制度を作ってください。

25. 増え続ける児童虐待等に即応できるよう、子育て支援課の常勤職員を各区に2名以上増員してください。また、子ども相談所において、児童福祉司及び児童心理司の増員を早急に行い、職員研修も充実させてください。

26. 児童自立支援施設について、堺市の子ども達が利用する枠を大阪府へお願いする形は効果的とはいえません。当初の計画通り堺市内に作ることを要望します。

27. 新型コロナウイルス感染自粛の経験で家庭内のDVが多くなっていることが明らかになりました。実態の把握とシェルターなど被害者の安全対策を強めてください。

産業環境委員会審査分

28. 現在のコロナ禍による非常事態に、シングルマザーや働く女性の仕事の間や収入も減らされ、暮らしに深刻な影響を与えています。堺市独自に緊急に支援策を講じてください。

堺市としてもコロナ禍による休業・雇止めに対する支援を強めてください。

建設委員会審査分

29. 堺市内の交通網の充実を求める上で、高齢者をはじめ交通弱者に対する様々な方法を考えてください。コロナ禍で南海バスの車内の換気など対策について確実にするように伝えてください。自転車と歩行者が安全に通行できる道路の整備についても要望します。
30. 堺市の水道事業について、水の安心・安全は市民生活及び生命に直結するものであることから民営化しないでください。高すぎる上下水道料金を引き下げてください。

文教委員会審査分

31. 市立図書館は市民の財産であり、今後も教育委員会の所管のもとに市民の知的生活に資するため、また貴重な資料を守るために公営で存続してください。市立図書館及び学校の図書室では、高い専門性をもった職員を不安定な雇用ではなく正規採用で拡充してください。移動が困難な高齢者や児童を含めて、市民の知りたい学びたい要求に応えられるよう、各区の図書館から離れた地域に図書館分室を作ってください。
32. 市内の乳幼児施設や病院で新型コロナのクラスターが発生しました。子どもたちが通う全ての学校園において、感染症対策がガイドライン通りに実施されているか確認し指導して下さい。
33. 給食で使われる小麦粉から残留農薬（グリホサート）が検出されたことが問題になっています。子どもたちに安心安全な給食を提供するために、堺市として残留農薬検査をしてください。厚生労働省が平成29年に食品添加物規格基準を改正し、グリホサートの残留基準が5.0ppmから30ppmに緩和されたため、国の検査は信用できません。米飯を週4回に増やすことや、大阪府内、又は近隣地域の国産小麦の使用を検討するなど要望します。
34. 憲法により義務教育は無償とされています。コロナ禍で子どもの貧困が広がっています。せめて小・中学校の給食費を無償化にするなど対策を考えてください。また、コロナ禍の分散登校や短縮授業の時でも完全給食を提供できるようにして下さい。
35. 全員喫食の中学校給食を早急に実施するため、各学校の実情に応じて、自校方式や親子方式の導入を検討してください。懇話会では給食センターありきで話が進められていますが、懇話会の内容を広報さかいで周知し、市民の意見を尊重してください。
36. のびのびルームなど放課後事業では、40人定員を大幅に上回る子どもたちが密に過ごしています。運営を適正規模で行えるよう、施設整備や指導員の増員など処遇改善をしてください。また、プロポーザル方式は廃止し、これまでの事業運営や児童・保護者との信頼関係を維持できるようにしてください。
37. 一人ひとりの子どもたちの学習を保障できるように、現行の38人学級から一クラス20人程度の少人数学級への移行を早急にすすめて下さい。学級編成基準、教職員定数の改善については、引き続き国へ要望し、予算を確保して下さい。

38. 子どもの実態を無視し、学校間・地域間の過度の競争を煽る小学生の「すくすくテスト」導入は中止し、中学校の「チャレンジテスト」を廃止してください。大阪府教育庁にも、堺市として中止するよう要望してください。
39. 公立幼稚園の廃止計画を中止し、すべての公立幼稚園で3歳児からの預かり保育を実施してください。定員を越えた場合も、全員が入園できるようにしてください。

受理年月日 令和2年11月9日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市西区
堺市内民商連絡会
代表 上 田 壯 幸
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会
美原狭山民主商工会

地域経済の振興のため、また新型コロナウイルスに苦しめられている
小規模事業者への支援と施策拡充を求める陳情書

陳情の内容

小規模事業者の営業と暮らし、地域経済を守るために日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。新型コロナウイルスにより、市民の命と健康が危険にさらされています。市民の命と健康を守り、地域経済を立て直すためには市政の役割が一層重要になります。そして多くの小規模事業者も新型コロナウイルスによって経営の危機に直面し、素早い支援を必要としています。小規模事業者への支援策のさらなる拡充のため以下のことを要請します。

<陳情事項>

1. 地域経済と地域住民の生活を破壊する消費税 10%を 5%に戻す意見書を採択して下さい。
同時に、中小業者に多大な実務負担を押し付ける軽減税率や、適格請求書（インボイス）制度の実施に議会として反対を表明して下さい。

総務財政委員会審査分

2. 大阪市廃止を問うた、いわゆる大阪都構想は、先日の住民投票にて否決され、大阪府知事、大阪市長が再挑戦はしない旨を明言しました。現在、堺市が参加している副首都推進本部会議は、副首都ビジョン等に明記されているように、都構想を前提とした議論であることから、推

進会議も形骸化、陳腐化することは明白です。市長や堺市職員が、進会議に参加し続けることは、時間とコストの無駄であることから参加を取りやめて下さい。

3. 地域経済と地域住民の生活を破壊する消費税10%を5%に戻す意見書を採択して下さい。同時に、中小業者に多大な実務負担を押し付ける軽減税率や、適格請求書（インボイス）制度の実施に市として反対を表明して下さい。
4. 家族従業者の正当な働き分を認めず、封建的な「家制度」の名残である所得税法第56条の廃止に賛同して下さい。

市民人権委員会審査分

5. 頻発する自然災害への対策として、危機個所や老朽化したインフラの調査・解消や災害時の復旧・復興計画に地域を熟知する地元中小業者を位置づけて下さい。

健康福祉委員会審査分

6. 堺市の高額な国保料が市民や小規模事業者の大きな負担になっています。新型コロナ禍で苦しんでいる市民のためにも国保料の大幅な引き下げを行って下さい。
7. 「新型コロナウイルスによる収入減少での国保料の減免が、他市に比べて煩雑になっているので簡素化して下さい」という陳情に対して、新型コロナウイルスによる減免申請は「同時に所得減少による減免ができるかを見るためであり、申請者の負担軽減になるため所得減少の書類も提出いただいています」との回答をいただきましたが、実態は「コロナによる収入減少のみでの申請を受け付けない」というもので、申請者の負担は増し、それにより申請を断念するケースも出ています。コロナによる収入減少だけの申請ができる専用の簡素化した書類を作成し、コロナによる収入減少のみでの申請ができるようにして下さい。

産業環境委員会審査分

8. 堺市のアクションプランは堺市の小規模零細業者の実態を把握したものではありません。小規模企業振興基本法に則り、国、自治体、大企業の社会的責任を明確にし、小規模事業者の育成援助を目的とした小規模企業振興基本条例を制定して下さい。また制定に当たって、一部団体の報告や調査だけにとどまらず、堺市内全業者への悉皆調査を行い実態の把握に努めて下さい。
9. 堺市が行っているキャッシュレス決済補助では、小規模事業者への支援は一部に限られてしまい、限定的な支援になっています。隣の和泉市では、持続化給付金も休業要請支援金も受けられない事業者向けの給付金制度があります。堺市でも同様の給付金制度を創設して下さい。

受理年月日 令和2年11月11日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部

代表 伊 藤 厚 子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会泉北ニュータウン支部は、母と子の幸せを願って日々活動しています。市民のくらしは、コロナ禍の下、収入減、増税、労働条件の悪化により、ますます大変になってきています。

日本国憲法に基づいた一人ひとりを大切にする地方自治を進めて頂きたく、次のことを陳情いたします。

<陳情事項>

1. 「非核平和都市宣言」決議の市として、堺市独自の取り組みをより一層すすめ、もっと多くの人に知られるような取り組みを推し進めて下さい。

核兵器のない世界をめざし、平和への思いを育み、語り継ぐ取り組みをされている団体への後援や協力を引き続きお願いします。

特に2016年4月から世界的に取り組まれている「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」推進にご協力をお願いします。又、日本政府に「核兵器禁止条約」の調印・批准を求める意見書を議会として決議してください。

2. カジノ誘致に積極的な大阪府に対して、議会として百害あって一利なしのカジノ誘致反対を表明してください。

総務財政委員会審査分

3. カジノ誘致に積極的な大阪府に対して、堺市として百害あって一利なしのカジノ誘致反対を表明してください。

4. 小学校の体育館等現在の投票所には、身体の不自由な人や高齢者が行きにくい場所が多くあります。身近な地域会館を利用するなどしている県もあります。より多くの人々が楽に投票に行

けるようにして下さい。

市民人権委員会審査分

5. 災害多発の中、避難所の役割を併せ持つ体育館の空調設置を早期に実施してください。
併せて、非常用電源を確保して下さい。

健康福祉委員会審査分

6. 「がん検診無償化」については、受診促進強化期間を継続し、毎年無償で受診できるようにして下さい。さらに「歯科検診無償化」及びがん検診無償化の対象を拡充して下さい。
7. 支援の必要な子ども達のための施設にランニングコストを考えるのはやめ、政令市として主体的に進めてきた児童自立支援施設整備の一方的中断については見直して下さい。

建設委員会審査分

8. 「光明池発 泉ヶ丘駅行直行バス」を南区役所・梅文化会館利用のため、梅・美木多駅周辺に停車駅を作ってもらえるよう南海バスに要望して下さい。事業者で無理な場合は、市のコミュニティーバスを検討して下さい。
9. 近大病院への土地の売却がなされましたが、今後の泉ヶ丘地区移転に伴う諸問題について、住民の不利益にならないよう責任を持って、住民参加で計画を進めて下さい。
10. 市として泉北ニュータウン全体の道路点検整備を行い、歩道を十分確保するなどし、歩行者が安全に通行できるようにして下さい。

文教委員会審査分

11. 南図書館梅分館、美木多分館の利用できる時間を他の図書館と同様にして下さい。
早急に検討をお願いします。市立図書館への指定管理者制度導入による民間委託は行わないでください。
12. できる限り自校方式の中学校給食を早期に実施するとともに、小学校給食費の無償化を継続して下さい。

受理年月日 令和2年11月10日

少人数学級について

陳 情 者 堺市南区
田 中 晋 一

コロナ禍のもと、堺市で 20 人学級を早く実現すること。また堺市として、
国に対して 20 人学級を一刻も早く実現させるよう意見書をあげること。

陳情の内容

新型コロナ感染拡大は、未だ収束せず、新たな感染拡大の傾向をみせています。さらにコロナのみならずインフルエンザと合わせた感染の可能性も指摘されています。今年度 1 学期には、分散登校を行うなど、1 学級の生徒数を制限する措置もとりましたが、現在は以前のとおり 1 学級 40 人定員での授業が再開されています。小中学校では 3 密のまっただ中で子どもたちが学習し、生活しています。

現在の堺市立小学校は 92 校ありますが、通常学級の約 25% は 1 学級 35 人以上の環境の中で学習しています。さらに堺市立中学校は 43 校ありますが、通常学級の約 75% は 1 学級 35 人以上のクラスでありたいへん密な学校環境の中で学習・生活しています。今の堺市の学校の状況では、子どもたちがコロナ感染から守られ、さらにインフルエンザの感染にそなえ、安全で健康的な環境の中で教育を受けることは不可能だと言わざるを得ません。

堺市ではこれまで小学校で 1 学級 38 人学級を実現すること、また普通教室にエアコンを設置することを進めてこられました。また医療費助成の高校卒業までの拡充を進めるなど、こどもの教育と健康のために力を注がれてきました。

先の見えにくいコロナ禍の今こそ、政令市堺の権限を最大限生かして大規模学校の多い堺市の学校環境が急速に改善され、子どもたちに安心と安全を届けられるようにして下さい。

以上、陳情いたします。

<陳情事項>

1. 国が積極的に 20 人学級をすすめるよう、堺市議会として国に対して意見書をあげてください。

文教委員会審査分

2. 堺市として20人学級を一刻も早くすすめて下さい。

受理年月日 令和2年11月11日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区
藤 村 光 治

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 堺市議会は百条委員会で真相究明を徹底的に行ってください。又議会は市民に報告をしてください。
2. 議員の定数は国勢調査の推計できめてください。前回の解答でした。南区1人、堺区2人をかえてください。

議員定数について、堺区9人、南区8人。当日有権者人数が約1,000人少ないだけで議員定数が1人少なくなるのはおかしいので、議員定数について精査してください。

堺区は市、9人 府、2人投票者58,475人。

南区は市、8人 府、1人投票者63,529人。

当日有権者人数 投票者数

| | | | |
|---------|----------|---------|--------|
| 北区（9人） | 129,233人 | 65,478人 | 50.67% |
| 堺区（9人） | 120,207人 | 58,475人 | 48.65% |
| 南区（8人） | 119,068人 | 63,529人 | 53.27% |
| 西区（8人） | 111,986人 | 54,716人 | 48.86% |
| 中区（7人） | 100,254人 | 48,747人 | 45.74% |
| 東区（5人） | 71,659人 | 37,524人 | 52.37% |
| 美原区（2人） | 31,543人 | 14,583人 | 46.28% |

3. 令和3年度、議員は給料、政務調査費を1年間は20%カットをよろしくおねがいます。

総務財政委員会審査分

4. 国勢調査は5年ごとに実施で国の最も基本的で重要な調査です。前回も紛失しました。令和2年も調査員が紛失(2件)ありました。又二枚もきました。堺市は正しい調査を進めてください。
5. 職員一人ひとりの創意工夫のもと、予算を伴わずとも実施が可能な事業を検討をすることです。

職員のボーナス、給料は、国・大阪府・堺市は、ボーナスは4.45で、0.05下げました。給料は令和3年は同じ、「勤勉手当」は廃止又は少なく進めてください。

6. 外郭団体を見直してください。

7. 前市長（9年間）の堺市は政令指定市になって財源が豊かになった。しかし1,000億円の市債（長期の借入金）の残高についても、毎年増加しています。市民が借金を返していかなければなりません。

- ① さかい利晶の杜 34億円
- ② フェニーチェ堺 157億円
- ③ 原池公園（球場） 54億円
- ④ 原山公園 36億円
- ⑤ 茶山公園 80億円

令和2年度90億円、令和3年135億円、令和4年135億円の予算の不足を行政改革と構造改革で進めてください。

8. 堺市の補正予算一般会計は

- ① 389,948,000円
- ② 84,520,412,000円
- ③ 1,861,562,000円
- ④ 35,042,000円
- ⑤ 247,712,000円
- ⑥ 1,229,689,000円
- ⑦ 5,756,948,000円
- ⑧ 4,449,754,000円
- ⑨ 150,000,000円

新型コロナウイルスで予算は子育て、障害者、高齢者、若い人は厳しく、又職員は在宅勤務で市民のサービスがわるかった。

しかし企業、公共施設、外郭団体の予算を多く組みました。生活保護者（堺区47%）優遇しました。働く人、子ども、年金生活の予算は少なく、堺市は人口減少の予算を組みました。国と大阪府は予算はあります。堺市は若い人、働く人の自殺、失業者、パートすくなく（収入）。

堺市は市民の目線の一般会計、市負債を減らして、市民の予算を進めてください。

行政改革と構造改革を進めてください。

9. 我が国では政治は間接民主主義の原則に基づき行われています。選挙とは、このような政治に参加する手段の一つです。法律や予算を決定する制度です。

堺市は有権者の投票率を上げてください。目標は選挙有権者の65%です。

| | 当日有権者人数 | 投票者数 | |
|----------|----------|---------|--------|
| 北区 (9人) | 129,233人 | 65,478人 | 50.67% |
| 堺区 (9人) | 120,207人 | 58,475人 | 48.65% |
| 南区 (8人) | 119,068人 | 63,529人 | 53.27% |
| 西区 (8人) | 111,986人 | 54,716人 | 48.86% |
| 中区 (7人) | 100,254人 | 48,747人 | 45.74% |
| 東区 (5人) | 71,659人 | 37,524人 | 52.37% |
| 美原区 (2人) | 31,543人 | 14,583人 | 46.28% |

市民人権委員会審査分

10. 区役所の窓口の民営化を進めてください。各区役所の窓口への案内相談を拵えてください。

- ① マイナンバー
- ② 子育て
- ③ 学校関係
- ④ 住所の手続き
- ⑤ 死亡の手続き

11. 人権の問題・差別のない堺市にしてください。

新型コロナウイルス感染症で大阪府はDV（ドメスティック・バイオレンス）・自殺が多く発生しました。又性犯罪女性 7月中109人 7月末 584人「大阪府」、特殊詐欺 7月中81人 7月末 622人「大阪府」、堺市も数を報告してください。

新型コロナウイルス感染症について、人権を守ってください。

- ① 感染された人
- ② 児童や家族、施設病院
- ③ 医療従事者

健康福祉委員会審査分

12. 新型コロナウイルス感染の対策と政策をおしえてください。

産業環境委員会審査分

13. 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産の情報を発信、及び国際交流を図ってください。一層の尽力をおねがいします。

- (1) ガイダンス施設のイメージを発信してください。

- (2) 堺市博物館をリニューアルしてください。
 - (3) 大仙公園、飲食、物販施設をつくってください。
 - (4) 国際交流の施設を建ててください。
 - (5) バス・電車・自転車の古墳群の交通を整備してください。
14. 任務放棄した前市長策定のアクションプランは堺市の小規模零細業者の実態を把握したものではない。小規模企業振興基本法に則り、国、自治体、大企業の社会的責任を明確にし、小規模事業者の育成援助を目的とした小規模企業振興基本条例を制定してください。また制定に当たって、一部団体の報告や調査だけにとどまらず、堺市内全業者への悉皆調査を行い実態の把握に努めてください。
15. 家族経営の経営環境改善と事業承継を促進する為、国や府と連携を行い、ものづくり補助金・固定資産税の減免の拡充、堺市独自の無担保保証融資など、小規模事業者の育成援助の具体的施策を実施してください。
16. 女性の60%が非正規、アルバイトなどです。多くの女性が正規で働けるように市としても就労支援策を講じてください。

建設委員会審査分

17. 広い堺市においては市内の交通の便が悪く区役所・病院・また買い物に行くのに移動が不便という市民の声が多く寄せられています。地域の住民の声をよく聞いて、バスなどでの東西交通網の増便・増設をしてください。
18. 泉北ニュータウンの再生に伴う都市計画案件について
- ・近畿大学医学部等の開設に関する住民説明状況（平成29年7～9月）
 - ① 三原台校区自治連合会 [役員・単位町会長]
 - ② 茶山台校区連合自治会 [役員]
 - ③ エスタシオン [管理組合理事]
 - ④ エスタシオン [住民]
 - ⑤ ウイズグラン泉ヶ丘 [住民]
 - ⑥ 三原台3丁分譲自治会 [住民]
 - ⑦ ソフィア泉ヶ丘 [住民]
 - ⑧ 住みよい堺市をつくる会 [役員]
 - ⑨ マスターズステージ泉ヶ丘 [住民]
 - ⑩ リバーガーデン泉ヶ丘 [住民]
- なぜ、三原台第1府営の3,000人に説明がないのですか。その理由を教えてください。
19. 南区と泉北ニュータウン再生に取り組んでください。空き家、空き地の活用、泉北環状線の

外周沿線の活用化、若者、高齢者向けなどの団地の多機能型リノベ、泉北NT 公的賃貸住宅再生方針、集約事業（集約事業の跡地は、堺市や大阪府や地元住人で検討してください）

街づくりは、地域につながる土地利用（子育て、医療・福祉・商業等）を考えてください。

20. 高齢者ドライバー対策、連日のように70歳代から80歳代の高齢者ドライバーによる死傷事故の報道がされております。

今後、約20年間は高齢者ドライバーは増加の一途を辿るとみられます。

事故が発生した場合、被害者はもとより、加害者の家族も巻き込んだ大変な悲劇に見舞われます。

永年にわたる努力で、それ相応の社会的地位を築いてきた方も、事故を起こせば、その社会的実績も一瞬にして水泡に帰してしまうことは、池袋で起きた（上級国民の）事故を顧みるまでもなく明らかです。

御本人さんは大丈夫と言って車で出掛けても、家族はおちおち眠っておれないとの声も身近によく聞きます。

歩道には通学・通園の子どもたちだけではなく、高齢者も溢れております。

皆、おちおち安心して歩いてもいられません。

狭い国土、狭い街中です。道路歩道改良や法整備も必要かと思えます。

国でも取り組みが検討されているようですが、警察にも働きかけ堺市においても、十分とは言い難い「高齢ドライバー」の安全対策、免許証返上施策を独自施策で進めていただきたいです。

21. 「自転車のまち堺」として、自転車道の整備が進められています。しかし狭い道路でラインを引いただけではさらに危険が増す場合があります。例えばライン内に駐停車をしていたり、途中で線がなくなっています。安全確認の調査をしてから進めてください。住宅開発に伴って道路の拡幅を義務づけることや、歩道の段差の整備も早急に進めてください。

22. 三原、田園公園は子ども、子育ての遊び場がありません。はやくこしらえてください。

23. 近隣センターの再生プランを進めてください。

24. 堺市の水道事業については民営化してください。

文教委員会審査分

25. いじめ、不登校を少なくする「政策」を進めてください。堺市の教育、又不登校、いじめ、暴力行為など市民に知らせてください。

26. セクシュアルハラスメントで懲戒処分など受けた公立中学校教員は2017年度は232人になりました。しかし3年たてば再取得が可能となっています。堺市の先生も多くなっています。「子ども・児童は声を上げられない」不登校は子どもが学ぶ機会もうばいます。教職員の不祥事が多いです。令和になり安心・安全な教育に進めてください。

27. 学校の先生は勤務評定で給料を決めてください。
28. 学校関連の不祥事が多発しているので対策について議論をしてください。
29. 堺市は小学校給食は全員で食べます。中学校給食も全員で食べる通常の給食にしてください。
30. 中央図書館をリニューアルし、Wi-Fi を使えるようにしてください。

受理年月日 令和2年10月29日

喫煙所について

陳 情 者 堺市南区
一般社団法人 日本禁煙学会 理事
子どもに無煙環境を推進協議会 代表理事
野 上 浩 志

堺市の指定喫煙所設置の中止のお願い

陳情の内容

堺市役所の北側に隣接した（人通りの多い堺区中瓦町辺りの商店街南側の）大小路筋の歩道通路に、2020年度内に「指定喫煙所」を設置する計画が持ち上がり、2020年7月に堺市から至近距離のスペースが予定地と伝えられた施設は、「受動喫煙の危害には安全な閾値・レベルはなく、施設利用者・子ども、スタッフだけでなく、通行人・商店街客の受動喫煙曝露は避けられず、反対です。」の強い意向を堺市に伝えているとの経緯があります。

当施設を含む商店街に隣接したこのような人通りの多い歩道通路に、（下記の経緯のある市役所の喫煙所を利用していた）1日1,000人もがこの（移設）喫煙所に押し寄せ、タバコの煙を吐き出す光景は考えられないことです。

この喫煙所は、四方は2.5mのパーテーションで囲われていますが、下部の数十cmの部分および上部分は開放されており、タバコ煙は周りに漏れ出ざるを得ない構造の物です。風向きにかかわらず、（子ども・未成年者・妊婦などを多く含む）通行人や商店街利用客、すぐ横・近く・近隣の商店・建物内、商店街入口通路等に受動喫煙の危害を及ぼさざるを得ません。

堺市議会の2020年3月23日の総務財政委員会議事録によれば、3月末までに堺市役所の敷地内にあった特定屋外喫煙場所2か所を廃止し、堺市役所を敷地内禁煙とすることになり、喫煙の代替場所を近くに設置してほしい、との趣旨の質問がN議員よりあり、堺市側が対処を検討し、「指定喫煙所」の立案となったようです。（7月に私どもが環境局に問い合わせた折には、「市役所の近くの堺郵便局の北側にある喫煙所（歩道橋近くにある灰皿だけのオープン喫煙所）を移設することになった」との説明でしたが、これは市役所近くに喫煙所を設置する口実としか思えません）

2020年4月1日に、受動喫煙防止の大阪府受動喫煙防止条例、および健康増進法が施行されたの

ですから、たとえ屋外であっても公共の場に受動喫煙の危害を振りまくのが必至の喫煙所は初めから作るべきではありません。まして上記のように、堺市役所にあった特定屋外喫煙場所の廃止に伴う代替喫煙所を市役所の隣接歩道に（移設）設置とは論外なことですし、人通りの多い大小路筋にも設置すべきではありません。

これは、受動喫煙の害を及ぼしてはならない配慮義務を定めた健康増進法第 27 条に抵触するものです。

健康増進法第 27 条

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail/414AC0000000103_20200401_430AC0000000078/0?revIndex=6&lawId=414AC0000000103#138

（喫煙をする際の配慮義務等）

第 27 条 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第 29 条第 1 項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

喫煙所は狭い場所に人が密集する三密で、しかも喫煙のためにマスクを外すことから新型コロナウイルスの感染拡大のリスクがあり（その事例も報道されています）、その広がり防止上から初めから設けるべきではなく、コロナ禍の現在、全国の多くの喫煙所が既に閉鎖されているところです。

コロナ 職場の喫煙所でも感染拡大か クラスタ分析から指摘（NHK、2020/10/18）

<https://notobacco.jp/pslaw/nhk201018.html>

「新型コロナウイルスのクラスタの事例を分析した自治体から、たばこを吸うためにマスクを外す職場の喫煙所で感染が広がった可能性などが指摘されたことから、政府は、こうした感染リスクの高い場面や行動などについて注意を呼びかけることにしています。

新型コロナウイルス対策をめぐり、政府は先週、専門家とともに、クラスタが発生した事例を詳細に分析した自治体からヒアリングを行いました。

その結果、職場でのクラスタを調査した複数の自治体から、たばこを吸うためにマスクを外す喫煙所で感染が広がった可能性が高いという指摘が出されました。」

喫煙所の移設設置の費用は、日本たばこ産業（株）が全額負担するようですが、この行為は、日本が 2005 年に批准した「たばこ規制枠組条約」（FCTC）5 条 3 項および 13 条（行政機関はタバコ産業からの金銭・寄付・サービスなどを受け取るべきではない）に違反しています。よって条約に違反する、タバコ産業拠出の喫煙所は設置されるべきではありません。（以下に詳細を記載）

「たばこ規制枠組条約」（FCTC）5 条 3 項および 13 条

(1) 「たばこ規制枠組条約」（FCTC）5 条 3 項

「4.10 締約国は、政府又は準政府機関の関係者又は職員がたばこ産業から金銭又は現物による報酬、贈与又はサービスを受け取ることを許してはならない。」

https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc_5-3_guideline_120506.pdf

に違反している。

(2) 「たばこ規制枠組条約」(FCTC) 13条

「26. このような寄付行為は、タバコ製品とタバコ使用を直接的あるいは間接的に促進奨励するという目的、効果あるいはそれらをもたらすおそれがあるがゆえに、包括的禁止措置の一環として禁止されるべきである。」

http://www.nosmoke55.jp/data/cop3_13_200811.pdf

に違反している。

東京都稲城市では「市では、受動喫煙防止等の観点から、路上等に喫煙所は設置しません。」としています。同様の自治体も数多くあるようです。(東京都立川市、東京都調布市など)

<http://www.city.inagi.tokyo.jp/kankyo/kankyou/rojoukituennjourei.html>

堺市におかれても見習っていただきたいです。

有料の喫煙所を設ける店が少なからず増えてきているようです(市役所の近くの堺東にもあるとのことです)。その是非はともかく、受動喫煙対策の徹底(閉鎖的で煙が漏れ出ない)がされるのであれば、喫煙行為は受動喫煙や清掃・後始末など(指定喫煙所ではこの管理費など公費が必要になりますが)を伴うことから、経過措置として、喫煙者はその経費を自己負担する意味合いから有料のそれら喫煙所を利用する方向が良いのではないのでしょうか?

行政は、公費やタバコ会社の寄附で、公共の場に指定喫煙所や公衆喫煙所を作ることからは全面的に手を引いて、有料・無料の喫煙所設置は民間に任せて、行政は条例や健康増進法の趣旨に沿う全面禁煙化をひたすら進めれば良いのではないのでしょうか。

行政が喫煙所を一度設置すれば、市税による財産管理規定や、JT等が負担する場合にはその契約年限の関係等で、閉鎖・撤去が長年にわたり困難になることでしょう。(市民の15%前後に過ぎない)喫煙者は減少し続け、また法的に屋外の喫煙規制も強まっていくであろうことから、上記を勘案し、歩道・路上や近くに喫煙所を設ける施策は断念すべきです。

路上喫煙等禁止区域には今5か所に指定喫煙所がありますが、そもそも公共の、人通りの多いこのような場所に喫煙所を設置してきたこれまでの事例がおかしいのです。煙の漏れの防ぎようのない喫煙所は、周りに受動喫煙を必ず振りまきますし、安全な閾値・レベルはないのですから、以上の理由により、これらは順次撤去されるべきです。

なお現行の「堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例」では、「喫煙:火のついたたばこを吸うこと及び所持することをいう。」とあり、この喫煙には、新型タバコ・加熱式タバコは含まれていないとのことですが、これらも含めての禁止施策をよろしくお願いします。

この路上喫煙の禁止施策は、健康部局との調整・連携はされているでしょうか？対象が屋外ではあっても、受動喫煙防止及び健康増進法を所管している健康部局との調整なり連携は不可欠のはずで、受動喫煙の危害防止も主目的に盛り込んだ共同提案・施策であるべきです。よろしくお願いいたします。

受理年月日 令和2年10月29日

公文書管理について

陳 情 者 堺市堺区

出 来 秀 人

アーキビストの採用配置につき

陳情の内容

本年 9 月に、国が公文書管理の一環として文書等の収集・保管にあたる専門家「アーキビスト」の公的認証制度を創設する旨の報道がされておりました。

行政の政策立案や、市民からの信頼確保に資するためにも、より正確で幅広い情報公開の制度整備が急務となっています。

堺市としても公正な公文書の整理・管理・公開のための公的資格をもった職員の配置が望まれるかと思えます。

堺市の将来を見据え、公文書管理の専門家を育成していく観点からも、今後の国の動向を踏まえ、公的専門資格を有した「認証アーキビスト」の採用、配置計画の策定をお願いいたします。

さる 10 月 10 日に尼崎市において「尼崎歴史博物館」が開館しました。

尼崎市の歴史・文化を発信するとともに、従来の地域研究史料館が持っていた公文書館機能を引き継ぎ、閲覧やレファレンスサービスをより充実させたものになっているようです。

「歴史・文化の町 堺」の市民として地団駄を踏む思いです。

政令市に限ってみても現在、20 市ある政令市中、すでに 9 市において公文書館が整備されています。コロナの影響による収収の落ち込みの長期化が懸念されるなか、無理は申しませんが、ポスト・コロナの暁には堺市においても市民が誇れる公文書館が整備されることを望んでおります。将来の堺市における公文書館設置の環境整備のためにも、「認証アーキビスト」の採用、配置を人事計画に盛り込んでいただきたくお願いいたします。

受理年月日 令和 2 年 11 月 9 日

大都市政策について

陳 情 者 堺市堺区
出 来 秀 人

大都市制度につき

陳情の内容

あしかけ10年来にわたる「大阪都構想」が二度目の住民投票で、漸く決着がつきました。この間、賛成・反対で奔放された議員各位におかれましては心より、その労苦を謝したいと存じます。

2度の住民投票の結果はさて置くとして、大都市圏を取り巻く問題はいまだなんら解決しておりません。コロナによる人口減少は全国でますます拍車がかかるでしょうし、目先のインバウンド失速、長年にわたる産業空洞化で各都市とも税収確保がままならない由々しき状況下にあります。

私自身としては都市の持続可能性を維持していくうえでも、すべき改革はすべきであり、改革は「まったなし」の逼迫した情勢下であるとの認識であります。

政令市制度が発足して50有余年、小泉政権下での「地方制度改革」からも20年。

菅首相は「政令市の機能強化」を発言されていますが、その内容は必ずしも明確ではありません。有意義な大都市改革を進めていくために、いまいちど（何度でも）“国”の姿勢、方向性、そして責任を明確に問いただしていただきたく存じます。

政府は各地方の実情に合わせた改革を薦め、指定都市市長会からも「特別自治市」の早期実現の提言がなされていますが、各市求めている内容がバラバラでまったく統一感に欠け、一般市民・国民からは非常に理解しづらいものになっている感があります。

制度をあまりにモザイク化しすぎると、当然に複雑怪奇化し、不毛な混乱と不経済をもたらす虞が大であります。果ては国としての‘統治’に失敗してしまうことを恐れます。

30年来、20年来の「制度改革論議」を踏まえたうえでの、国益の‘実’のある制度改革に向けてのガイドラインを、“国”の姿勢、方向性、そして責任を問いただすとともに明確にさせていただきたく、重ねて強く要請いたします。

デジタルエコノミーに対応した課税制度設計や首都圏に偏在する財源問題解決に向けても、更に強く中央政府に働きかけていく必要があります。

「自由」「民主主義」「人権」もみな、安定した人口と産業・経済のバランスがあってこそ保たれるものです。そのバランスを維持して、社会を持続させていくリーダーシップこそが政治に求められる使命だと思います。

いま、そのバランスが大きく、大きく崩れています。

大阪も堺も商工業都市であり、観光だけでは食べていけません。このままでポストコロナの世界的な産業激変にどこまで耐えられるか、一市民として不安を深めずにはられない今日この頃であります。

ポストコロナの未知なる世界に耐えうる制度改革が成ることを心より願う次第です。

なお「大阪都構想」の推進会派、反対各派の怨憎、反目が深いのは重々承知し理解もしますが、議会におかれては怨憎、反目を乗り越え「是々非々」の論議は「是々非々」の論議として審議を重ね、議会一致協力、手を携えて一日もはやい大阪圏の立ち直りに尽力ください。さもないとここ30年来、弱りに弱った大阪圏にダメ押しの致命打を負わせかねません。

受理年月日 令和2年11月11日

障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市東区
堺障害者児団体連絡協議会
代表幹事 中 野 茂
堺市東区
麦の会ラベンダー作業所
北 村 孝 弘

障害者（児）施策の充実をもとめる陳情書

陳情の内容

平素より障害者（児）施策の充実のため、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。堺障害者児団体連絡協議会（略称：堺障連協）は、障害のある人や子どもたちが堺の街で健やかに育ち、豊かに暮らし続けることを願い、日々障害のある人の生活と健康を守る活動をしております。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、堺市におかれましても、医療機関や入所施設、児童施設へのマスクや消毒液配布、通所事業所や医療的ケアを必要とする人への消毒液配布、また国の障害福祉サービスの臨時的取扱いに基づく事業所への迅速で柔軟な適用等の対応に対しまして感謝を申し上げます。しかしながら新型コロナウイルス感染は未だ収束はみられず、日々感染者の報告やクラスターになっている事例などもあります。貴市ならびに保健所や医療機関においてはひきつづき連日の一層緊張度の高い懸念のとりくみをされていることと思います。

まだまだ感染拡大防止に向け、私たちも気を緩めることなくできることをおこなっていきながら、同時に感染した場合や濃厚接触者と特定された場合に、障害のある人やその家族一人ひとりが速やかな治療ができるよう、必要な支援をお願いしたいと考えます。

今回のコロナ禍においては、「ソーシャルディスタンス」という感染予防の言葉を行動にしながらも、障害者家族はこれまで以上に地域の人や社会資源とのつながりを持ち、孤立することなく支え合いながら将来にわたって健康に豊かに暮らしていくことを改めて切望しています。そのための必要な社会的な施策が実現していくことを願い、最も困難な人が支援からもれることなく、輝いて暮らせることを強く要望し、以下の項目についてのご検討をよろしく願いいたします。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 公平・公正な選挙権を守るためにも視覚障害者が投票する際、文字が書けないなどの理由で代筆（代理投票）をお願いした際に、係員立ち会いのもとで本人の同伴者による代筆投票を認めてください。

市民人権委員会審査分

2. 障害者家族と防災・減災について

地震だけでなく、異常気象により毎年起こる風水害、大規模な災害時には新型コロナウイルス感染症拡大防止もふまえた避難所生活ができることが必要です。障害者児は基礎疾患もあり、障害特性により避難所生活が難しく、避難行動も難しいため、在宅避難や近くの福祉避難所への直接避難が必要な場合も多くなります。また、障害による必要な物品は多岐に渡り、支援者も被災する中、自助共助だけでは生きていくことが難しいです。現在、「障害者と家族の防災課題検討会」による大阪府下の全ての自治体への「障害者と防災に関する自治体調査」を行っています。（2年に1度の調査にいつもご協力いただきありがとうございます）今年度もご協力をよろしくお願いいたします。

- (1) 避難生活に必要な物資や支援が、たとえ指定避難所ではなくても速やかに届くシステムを構築してください。
- (2) 受付で「障害がある」にチェックした方の障害特性に応じた合理的配慮をマニュアルに反映させてください。一般の避難者の受付では対応に差が出ます。それを防ぐためにも、先ずは指定避難所での障害児者担当（窓口づくり）を市の職員で行ってください。もちろん、民生委員や自治会の方々、一般の方々への理解の促進や啓発も進めてください。
- (3) 台風・水害は避難する際、避難行動要支援者には大きな危険が伴います（道路水没・側溝落下等）。停電すると車椅子利用者はエレベーター避難ができず、階段は避難できません。「マイタイムライン」など事前に避難について計画相談員や地域（民生委員・自治会）で検討し、障害者家族と平常時から話し合えるように進めてください。

健康福祉委員会審査分

3. 介護・福祉を担う人材確保・育成の課題

- (1) 障害福祉事業を担う人材不足の状況に対し、行政としても福祉・介護職員の確保のための施策を検討し、継続的な実施を続けてください。
- (2) 引き続き育成のための研修（人権、虐待防止、危機管理、救急法、感染症対応、当事者の意見の交流など）の充実を図ってください。

4. 障害福祉サービスにおける利用料問題について

高次脳機能障害を含む中途障害者に偏りがちな障害福祉サービスの利用料の発生と利用料負担について、国（厚生労働省）との基本合意文書（2010年1月7日障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本合意）の中に「収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し障害者本人だけで認定すること等に対して障害者の現在の生活実態やニーズなどに十分配慮した上でしっかり検討を行い対応していく」としているにも関わらず、いまだ対応していない状態が続いています。他府県では独自の施策で利用料を軽減している自治体もあります。

利用料は配偶者の収入が課税されたとたんに負担が生じます。課税されるようになったからといって経済状況が豊かになるわけではありません。日中事業所は当事者にとって「社会参加の場」「働く場」「交流の場」としてとても重要な場所です。にもかかわらず家族に遠慮しながら障害福祉サービスを利用しなければならず、また利用料がかかることで利用制限や利用できない状況の人も少なくありません。中途障害者の利用が多い「麦の会作業所」では約1割の方が利用料を払っています。利用料問題の解決を図ってください。誰もが制限することなく利用できるような福祉サービスになるように市として国へ要望し、国が見直すまで堺市独自の制度を作ってください。

5. 居宅サービス・短期入所の課題

- (1) 排泄・入浴介助等は同性介護でなければ人権に関わります。特に女性の介助に男性が入らないですむようにしてください。またそもそも男性ヘルパーが不足しています。人材確保できるようにしてください。
- (2) 使い捨てプラスチック手袋（パウダー無し）は介護には不可欠ですが、現在値段の高騰と品不足の状態です。各家庭・事業所では限界にきています。衛生用品のルートの確保の策を講じてください。
- (3) 市長会見等での同時の手話通訳はとても助かっています。ホームヘルパーやガイドヘルパーにも『手話ができるヘルパー』を増やして下さい。聞こえない、聞こえにくい世界の理解、知的障害との重複の理解も必要です。当事者による研修など実際に使える手話の体験を積み重ねる機会を保障してください。盲ろう者、ろう盲者へ対応できるヘルパーも増やしてください。
- (4) ヘルパーや介護保険のケアマネジャーは、発達、障害特性や支援制度、疾病（てんかん・難病等）について系統的に学ぶ機会が少ないです。直接支援を行うヘルパー自身が学べる研修を堺市主催で開いてください。研修制度を拡大・充実してください。
- (5) ヘルパーが当事者との信頼関係を構築し、経年的変化に沿って支援を継続するためには、辞めないで長く働き続けられることが大切です。しかし、ホームヘルパー・ガイドヘルパー

等の介護職は、一般職に比べて10万以上低い賃金となっており、離職率も高い職種です。特にコロナ禍で続けて働くことが難しくなっています。ヘルパーが専門職として働き続けられるように、十分な報酬単価を設定するよう市として国に要望して下さい。

(6) 堺市において保育分野での人材確保の制度を創設実施されているように、障害・介護分野においても「人材確保できる求人システム」の検討と、国が実施している処遇改善費制度とは別に「人件費補助制度」を創設して下さい。

(7) 医療ケアが必要な障害者児がベルデさかいのショートステイをたくさん利用されています。しかし、人工呼吸器が必要だったり、重症心身障害の人と同じような医療ケアが必要な障害者でも、中途障害などで療育手帳が無い場合はベルデさかいの利用は対象外とされています。また療育手帳所持でも「B」の場合も同じです。「対象外です」と門前払いをするのではなく、どうしたら受け入れられるかを堺市とベルデで調整して下さい。そして対象外とされる人達が利用できるショートステイができるまではベルデさかいで受け入れるなど現在の社会資源（ベルデ堺やショートステイ受け入れ病院など）の有効活用と、拡充を図って下さい。

6. コロナ禍における課題

(1) コロナ禍において、今年度は地域まつりや地域のあらゆる催しが中止に追い込まれ、事業所の商品を売る機会が激減しています。優先調達や事業所の商品の販売への支援をともに検討して下さい。（例えばふるさと納税の返品など）

(2) 新型コロナウイルスの感染拡大は現在もまだ続いております。障害者（学校、放課後デイ、日中事業所、グループホーム、ヘルパー支援などあらゆる面で）の支援は常に密接な支援が必要です（3密が避けられない場合が多いです。）マスクも難しい人もいます。障害者、家族、事業所職員の安全と命を守るためにも希望する人の積極的な行政のPCR検査や定期的なPCR検査をおこなって下さい。

7. 暮らしの場の確保について

(1) さまざまな人に支えられることで、障害があっても地域の人々と共に堺のまちで暮らし続けることができます。その中でグループホームはとても大切な暮らしの場です。建設費・運営費に堺市として補助して頂いているおかげで少しずつ数も増えてきています。

しかし、医療ケア・強度行動障害がある障害者に対応したグループホームを待ちわびる人は年々増えています。強度行動障害のある人が安心して暮らせるグループホームはいくつあるでしょうか。

必要な支援ができる暮らしの場を整備して下さい。不足している暮らしの場は地域の事業所に任せているだけでは、本当に必要な人が利用できません。支援を手厚くできるような暮らしの場がどうすればできるのか、さまざまなネットワークをつくりながら一刻も早く整

備を図ってください。

- (2) 現在も支援を必要とする障害者の多くが、高齢の家族に依存した生活をおくっています。介護者である親が病気などで入院するとたちまち深刻な事態になります。複数のショートステイを転々とする状況がその一つです。転々とする事自体が大問題です。家にも帰れず、暮らしの場のないロングショート状態の障害者の解決を図ってください。
- (3) 現在グループホームで暮らしている障害者が年齢を重ねるとともに多くの支援が必要となり、グループホームで暮らせなくなった時、どうすればいいでしょうか。親（家族）はもう高齢でわが子の面倒をみることはできません。親が老いを迎え、安心してわが子を生涯にわたって託せる入所型の施設（障害に特化した特養老人ホームなど）を一刻も早くつくってください。
- (4) 入所からの地域移行、ロングショート解消を進める手立てとして、日中サービス支援型共同生活援助があげられると思いますが、この制度を活用して堺市7区に1か所(20名+ショートステイ)を設置し、140名の暮らしの場を実現させてください。（重度対応や高齢対応、緊急対応など、ニーズに合わせた暮らしの場として機能できるようなグループホームをつくってください。）
- (5) 入所施設は緊急対応や地域移行までの生活の場として重要な社会資源と考えます。これまでの大規模型の入所施設の課題を克服して、身近な地域に、人権の守れる生活の場として（ユニット型などの設計）の入所施設を切望します。知的障害の人の中には空間が保障されて落ち着ける人もいます。また距離をあけながらの見守りが必要な人もいます。幅広いニーズに対応ができ、病気の時にも安心して暮らせる地域に根ざした入所施設を検討してください。どのような障害があっても家族に代わって安心して暮らしていける場を家族が元気なうちに展望できるよう、総合的なビジョンを検討してください。
- (6) 消防法でスプリンクラー設置は必須になってきています。必要とするグループホームには全て設置の補助金を拡充してください。
- (7) 高齢化・重度化が早い障害者は、入居時2階に上がっても加齢で上がれなくなったり、車椅子が必要になるなど介助が必要になります。強度行動障害が無くても、大声や奇声・大きな音をたてるなど周囲のトラブルが発生します。エレベーター・浴室・玄関のバリアフリー・防音壁等、費用負担の大きい修繕費への補助金を創設してください。

8. 地域生活支援拠点づくりについて

- (1) 堺で安心して暮らし続けるためには、1人暮らしでもグループホームにいても、家族とともに暮らしていても、その家族も含めて、情報を得て相談ができて夜間・休日でも対応してもらえる「地域生活支援拠点」が必要です。それはより近い地域にあることが重要です。堺市の面的整備は高齢者の包括支援センターに比べると、社会資源の地域偏在があり、特に堺

区にはショートステイが少ないです。堺区にショートステイを増やしてください。以前、堺市で議論されていた「暮らしのあり方検討会」では「せめて中学校区に、できれば小学校区に誰もが利用できる拠点となる場を」という議論もありました。高齢者の包括支援センターのように近いエリアで面的整備の「5つの機能」を確保・充実させてください。5つの機能がワンストップで利用できるような「地域生活支援拠点」をつくってください。

ショートステイは堺区以外に点在していますが、ショートステイ事業所によっては利用制限があり、車椅子利用者・てんかん発作のある人・行動障害などで二人対応が必要な人は利用したくても利用できないことがあります。障害特性で決まったショートステイしか利用できない人も多いです。稼働率が100%にならないのはそのためでもあります。コロナ禍では大幅な利用制限もありました。またロングショートも未だ無くなりません。

- (2) 夜間・休日時に介護者が突然の通院や入院等で障害者の介護ができない時、堺市において実施されている「緊急時対応事業」は大変心強いものがあります。昨年度利用できて救われた方もいます。家族が明日、感染症や病気、事故にあわないとは言いきれません。常に緊急事業としてスタンバイして頂くことが必要です。緊急事業の存続と拡充の検討をしてください。現在は介護者家族の病気などが対象ですが、例えば強度行動障害の人が自宅で暴れるなど、家族や自分自身で落ち着かせることができない時があります。このような時にショートステイを使い、家族と離れることで落ち着きを取り戻せることがあります。「障害者の緊急時」は介護者だけの問題ではありません。1人で暮らせていても精神的不安から自殺願望が強くなることがあります。これは精神疾患だけでなく難病患者・発達障害者にもあてはまります。緊急時対応事業の対象に障害者本人の緊急対応をぜひ加えてください。

9. 医療について

このコロナ禍では、感染への不安は大きくなり、家族の意識も不安で落ち込みもありました。「もし感染しても、うちの子は1人で入院なんてできない。(動いてしまうから)身体拘束されてしまうかも、と考えるだけで胸が張り裂ける」「感染したら私(母)は命がなくなってもいいから親子で過ごす」「親が感染したらどうしたらいいかわからない」という切羽詰まった声があがりました。医療と福祉、地域との連携で希望ある生活をおくれるよう、合理的配慮のある医療づくりを切望いたします。

- (1) 言葉で伝えられない障害者児や、緊張・不安の強い障害者児にとって、受診・検査・治療・入院は非常に辛いものです。恐怖・不安・緊張から嫌がっているように見えても、治療そのものを拒否しているわけではありません。診療拒否や安易な身体拘束はしないでください。
- (2) 不安から大きな声を出してしまったり、混みあった待合室で落ち着いて待てない障害者児が安心して受診できるように、予約時間帯の調整や待合室の別室化等の工夫を進めてください。

(3) 検査・治療の意味を理解できない、不随運動で身体が勝手に動いてしまう、感覚過敏で触られることが苦手な人でも、適切に対応して検査や治療をしてもらえる病院・医院、特に耳鼻科・眼科が増える具体策をとってください。

(4) 中度・軽度の障害者は基礎年金2級（1ヵ月65,000円未満）で生活しています。医療費は3割負担。交通費割引も無い中、持病があったり加齢から白内障や腰痛・難聴も増えてきました。家族は更に高齢化で介護力低下と免許返納で通院も入院付添も困難になってきました。医療費に係る障害者医療費助成制度を中・軽度まで広げてください。

10. 計画相談支援について

計画相談を拡げてください。特に児童は積極的に広げてください。

11. 成年後見制度について

「成年後見制度利用支援事業」に関して

(1) 堺市成年後見制度利用支援給付金について

成年後見制度利用支援給付金要綱には、平成30年度より市長申し立て以外でも「生活保護に準ずる方」で、ご本人が属する世帯の所有する銀行預金、郵便貯金その他の資産の合計額が、50万×世帯の構成員数以下である場合も可能となっていますが、平成29年度から令和元年にかけて市長申し立て以外での成年後見制度利用支援給付金の対象となった人数と事業コストについて年度毎に教えてください。

(2) 平成24年度より地域生活支援事業費補助金により成年後見制度利用支援事業を国庫補助の対象となっていますが、障害福祉サービスにおいて平成24年度以降どのような推移となっているのか教えてください。

また、成年後見制度利用支援事業として、「令和元年度事務事業総点検シート」として長寿社会部長寿支援課として明らかになっていますが、高齢者の権利擁護としての報告書となっていました。障害福祉部障害施策推進課としての「令和元年度の事務事業総点検シート」は公開されていないのでしょうか？もし公開されてないとしたら、今後の必要性についてお聞かせください。

「成年後見制度法人後見支援事業」に関して

(3) 大阪府は成年後見制度法人後見支援事業として、社会福祉法人での法人後見活動を具体化する方向で提案されていますが、堺市としての考え方をお聞かせください。

12. 福祉タクシーの補助チケットの枚数を、年間24枚（往復12回分）をせめて48枚に増やしてください。「移動障害者」と言われる視覚障害者にとってはこの枚数では安全に日常生活を送ることができません。また交通の便、堺市は大阪市に比べて鉄道路線が少なく特に東西のアクセスが極めて不便で、とりわけ美原区においては、鉄道の駅は皆無で移動が困難です。さらに夜間などに突発的なことで通院・入院しなければならない時などはどうにもなりません。そ

のためにも一度に複数枚利用できるように柔軟な利用を検討してください。

13. ガイドヘルパーの利用時間を1ヶ月50時間に限定せず、複数月まとめて利用できるようにしてください。特に行楽シーズンでは利用が多く足りなくなり、逆にそれ以外には利用が少なくなることを考慮していただくようよろしくお願いいたします。

14. 児童発達支援センターの課題

療育における職員体制については、保護者は切実な思いをたくさんもっています。「年度途中で担任が変わってしまい、信頼関係を構築し好きだった先生がいなくなり、子どもが不安に思っている」「セラピストの人数が少ないため、リハビリの枠が広がらず常に予約いっぱいになっている状態」「バスの乗降時など、補助の職員が足りておらずトラブルや事故の心配がある」「一人の先生は5～6人の子どもをみないといけない場面があり、てんかん発作や自傷行為などの突発的な行動などに対応ができない」などたくさんの困りごとや不安を抱えています。また、職員不足の状態は、「現在がんばって療育をおこなってくださっている先生方が体調を崩し、離職をされてしまうのではないか」とも危惧しています。

短期職員は任期が短く、急な退職などの場合、正規職員への負担はとて大きいと考えます。正規職員が増えれば、クラスの運営は充実し、保護者との懇談などによりクラス担任が不在になるという事態は防ぐことができます。子どもたちも心身の安定感を保ちながら充実した療育を受けていけるよう適正な職員配置、正規職員の増員を求めます。

- (1) 療育水準を低下させないよう、園児対保育士（児童指導員を含む）の比は正規職員で3：1を厳守し、また、長く子どもと関われるように適正な職員配置と正規職員の増員をお願いします。
- (2) 通園バスは園児にとって安全かつ負担の少ないよう、バスの台数増加ができる運営予算を捻出してください。
- (3) 医療型児童発達支援センターの単独通園を増やしてください。また、単独通園の日数増加に伴い子どものリハビリ回数が減らないよう正規職員・看護師の増員をお願いします。
- (4) リハビリの回数増加及び専門性のある質の高いリハビリが卒退園後も継続的に受けられるよう、セラピストの増員をお願いします。
- (5) 堺市と地域の小学校との連携をおこなって、就学相談での対応を統一してください。

建設委員会審査分

15. 区内に電車の駅がない美原区には周辺の主な（堺東、中百舌鳥、泉ヶ丘、松原など）駅までの循環バスを増やしてください。これは障害の有無に関わらず高齢者にも欠かせない重要な「生活の足」となるものです。
16. おでかけ応援バス利用（100円）を該当年齢以下の障害者にも適用してください。と同時に

障害者が介助者と一緒に利用できるように介助者にも適用してください。障害者割引で利用する場合は最低 110 円が必要ですし、介助者を伴った場合は倍額負担となります。障害者差別解消法の観点からも改善を図ってください。

17. 私たちの切実な願いである駅ホームへの可動柵設置について、大阪メトロでは 2025 年度を目途とした全駅設置計画を発表されました。このことを機に他の鉄道事業者での計画が進むように市としての働きかけを強めてください。特に、「世界文化遺産」に登録された「百舌鳥・古市古墳群」（仁徳天皇陵古墳）の最寄り駅である JR 百舌鳥駅について、ホーム可動柵の設置と駅員配置を、市の責任で JR 西日本に働きかけてください。

受理年月日 令和 2 年 11 月 9 日

新金岡市民センターについて

陳 情 者 堺市北区

北区・区民文化ホールをつくる会

代表 佐々木 洋 子

陳情の内容

私たちは、平成 29 年 7 月に、「北区に区民文化ホールを建設してください」と、1,726 名の署名を集めて陳情いたしました。ところがその回答は「北区に新たな文化ホール建設の予定はない」ということでした。

これまで北区市民の文化・学習活動は、主に新金岡市民センターにその場所を依存してきました。しかしホールを要する催しや企画については、他の区にあるホールを使用するしかなく、高額な施設利用料や、そのホールまでの交通アクセスの負担などを考えると、文化活動の発表の条件も容易ではありません。区民にとって身近な場所にホールがあるのが一番です。「北区まちづくりビジョン」（平成 23 年）でも、区民のまちづくりの意識では、「文化・学習活動を身近に楽しめるまちづくり」が第 3 位で 20% 以上の方が挙げています。文化と学習を身近に楽しめるまちづくりを望んでいるのです。

現状では区民・文化ホール新設の具体化が困難であるというのであれば、既設の新金岡市民センターの建て替え時にホールの併設をお願いいたします。ご承知のように新金岡市民センターは、多くの団体が利用しています。ところがこの施設は、昭和 56 年 5 月に建設され、築 40 年になろうとしています。老朽化が激しく、建物の各所に不具合が目立って来ているなど改善が必要な箇所も見受けられます。この際、別の適地（出来れば市有地）に建て替えていただき、その中に小ホールを併設していただくようお願いいたします。なお、ホール部分については、文化の催しも出来る小ホール（300 席程度）にしていただきますよう、また、建て替え場所については、交通の利便を考えてください。

<陳情事項>

1. 老朽化した新金岡市民センターを建て替えて下さい。
2. 小ホール部分については、建て替えを機に、文化の催しも出来る設備機能を整えたものとし

てつくって下さい。

受理年月日 令和2年11月6日

防災施策について

陳 情 者 堺市堺区
出 来 秀 人

高潮被害想定改定にともなう防災施策につき

陳情の内容

本年 8 月に大阪府の公表に基づき、堺市の「高潮浸水被害想定区域図」が発表されました。沿岸部、および北区の大和川河川地域においてはいずれも従来の「津波ハザードマップ」の 2 倍を越える大幅な浸水被害想定が示される衝撃的な内容です。

現実としての被害発生の可能性、および被害発生頻度の問題はさておくとして、公式に「被害想定区域図」が発表された以上、本市における災害・避難対策の早急の見直しが望まれます。近年、河川氾濫の多発で、屋根にのぼり救助を待つ人たちの報道映像がよく流れますが、堺市民として、本市のそのような映像は見たくはありません。

しかし避難タイミングを逸して逃げおくれる人たちが広範囲に発生するのは予期しておくべき事態です。

災害発生に備えての消防署・警察のヘリコプター配置の見直しと、機数増加を要望します。浸水が予想される各区域には「救命ボート」の配置も必要です。

各家庭へのライフジャケット用意の推奨も必要かもしれません。

高齢化が進んでいる地区で「津波避難ビル」等、高所の避難場所がない地区には「避難タワー」設置計画の策定も必要です。

予算と効果の兼ね合いを考慮してできることからの進捗をお願いします。

堺市の各地域ごとにそれぞれ住民・住居特性があります。地区ごとの特性、居住宅別に応じた「防災セミナー」を各区役所の主導で開催していただきたい。

コロナの影響で、活動が停止状態に追い込まれている各校区の自治会の活動再開につながる効果もあると思います。

水引けが悪い地区は一時避難が長引くことも予想されます。水が引くまで数日間、一時避難場所に滞在しなければならなくなるかもしれません。そのための企業との防災協定の見直し交渉も要請

しておきます。

受理年月日 令和2年11月11日

まちの美化について

陳情者 堺市堺区
出来秀人

堺区内における落書き対策につき

陳情の内容

日々、我が町さかいの発展のための施策をありがとうございます。堺区の旧港エリアも「歴史と文化」のスポットをめざし「大阪府広域ベイエリアまちづくり推進本部」にて専門部会が発足されているとのこと。

旧港エリアの明るい未来に心を踊らしている市民も多いと思います。

コロナが終息する頃には、大浜公園には新大浜体育館が完成して、三角地にはアゴラホテル別館がオープンし、再び市内外からのインバウンド客で賑わうことでしょう。

しかしながらこのところ、旧港内川沿いから南海堺駅周辺にかけて多くの「落書き」が散見され目立ちます。電柱から看板標識、道路設置コンデンサーはいうに及ばず、民家や空き店舗にも所かまわず軒並み、やられている状況です。

南海高架足桁下やバス車庫壁面には壁いっぱい的大作も描かれております。

これらの落書きが「素晴らしいストリートアートだ。芸術だ。」というならば、別段、私からとやかく言うこともありませんが、少なくとも私自身は「歴史・文化」の町の美観を著しく損なうものではないかと思います。

つきましてはこれらの落書きの修復、および落書き防止の施策、啓発への取り組みをお願いしたい次第であります。

旧港エリアだけでなく堺東エリアも、民間駐車場や阪神高速下、また歩道橋にも落書きがされています。なかには危険行為をともなって描かれているものもあります。

大和川にても南海電鉄や道路の橋脚、河川護岸に大きく人目を引く大作が並ぶように描かれています。事業者もほどほど対策に頭を痛めている様子。

堺市内のみならず、大阪市内、大阪府下全域にわたってひろく落書きが蔓延しています。

南海本線や南海高野線、阪堺電車や阪和線の車窓からも目視されます。

防止対策をとるにも管理所管が、各市各課、府各部局、各種国出先機関にまたがり、民間も事業者ごと、企業ごとに分かれ、全体的な被害事態の把握すら困難な状態です。

今後の大阪の都市格をあげていくためにも徒に放置するに任せず、永藤市長ならびに堺市議会主導のもと、One 大阪の広域対応の仕組み、取り組みもあわせて考慮いただきたく陳情いたします。

受理年月日 令和2年11月11日

感染症対策等について

陳 情 者 大阪市浪速区
大阪府歯科保険医協会堺・高石・和泉地区
地区責任者 江 原 豊

PCR 検査の拡充と医療機関への衛生材料の提供を進めるとともに、
歯科治療の安全性と重要性を発信することを求めます

陳情の内容

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、市政の重責を担ってのご尽力に敬意を表します。

私ども大阪府歯科保険医協会は、府下 4,200 人の歯科医師でつくる団体です。日頃は保険診療の充実・改善、地域医療の向上などを目的に種々の活動を行っています。

さて、緊急事態宣言の解除から 5 カ月が経ちましたが、患者が受診を手控える状況が続いています。日本歯科医師会が 7 月から 8 月にかけて実施した国民への意識調査では、58.1% が「(感染拡大により) 歯科受診に不安がある」と回答。特に治療を中断している患者においては、その 78.6% が「不安」を訴えており、感染への不安が歯科受診を遠ざける要因になっています。宣言期間中と比較して状況は緩和しているものの、未だ患者が戻ってきていないという声が会員から多数寄せられています。治療が必要であるにも関わらず、受診を手控えれば症状の重症化に繋がります。

患者の不安を拭うためには、PCR 検査の拡充が求められます。医療従事者が定期的に検査を受けられる体制をつくるとともに、希望する患者が PCR 検査を受けられるよう検査対象を拡充していくことが必要です。また発熱外来や保健所機能を強化し、安心して受診できる体制を確保することが急務です。

自治体として衛生材料を確保し、医療機関に提供することも必要です。厚労省は、標準予防策を徹底するとともに、エアロゾルが発生する可能性がある手技に対しゴーグルやフェイスシールドなどの目の防護具やガウン及び手袋をすすよう求めています (6 月 2 日通知)。衛生材料の価格は未だ高騰しており、ガウンやヘッドレストカバー、エプロン、手袋などが手に入りづらい状況にあります。歯科医療機関は平時から高度な感染対策に取り組んでいますが、衛生材料が確保できなけ

れば必要な感染対策を維持できなくなることが懸念されます。

医療者が十分な体制のもと医療を提供し、患者が安心して受診できる体制をつくることは自治体の責務です。冬から春にかけて予想される感染拡大に向けて、PCR 検査を拡充し、衛生材料を医療機関に提供することを求めます。また、感染を恐れて受診の手控えが起こらぬよう歯科治療の安全性と重要性を発信いただきますようお願い申し上げます。

<陳情事項>

1. 医療従事者に対し PCR 検査を定期的に無償で実施すること
2. 希望する患者が PCR 検査を受けられるよう、検査対象を拡充すること
3. すべての医療機関に対して十分な衛生材料を提供すること
4. 必要な受診の手控えが起こらぬよう歯科治療の安全性と重要性を市民に発信すること

受理年月日 令和 2 年 11 月 5 日

予防接種について

陳 情 者 堺市堺区
特定非営利活動法人堺難病連
理事長 松 村 介 二
堺市南区
中 道 資 子
小 澤 佳代子

子どものインフルエンザ予防接種費用の公費負担についての緊急要望書

陳情の内容

平素より市民のため市政運営にご尽力いただきありがとうございます。

特に、新型コロナウイルス感染症対策及び支援策を進めていただき感謝いたします。

この度は、新型コロナウイルス感染症対策として、65歳以上の高齢者並びに60歳以上65歳未満の身体障害者1級もしくは同程度の方のインフルエンザワクチン予防接種を公費負担の対象にしていただき有難うございます。

しかし、子どものインフルエンザワクチン接種は、1回あたり3,000～4,000円ほどかかります。13歳未満は2回接種を行うので、料金も2回分の6,000～7,000円ほどになります。

そのため、家庭の負担が大きく、ワクチン接種ができない方もおられます。

大阪府下の箕面市、高槻市、茨木市、寝屋川市、岸和田市、泉大津市、泉佐野市などにおいては、すでに10月1日より子どもたちのインフルエンザワクチン予防接種の助成を実施しています。

堺市においても、少子化対策の一環として、子どもの健全育成の一環として、早急に子どものインフルエンザワクチン接種を公費で負担して頂けますよう要望いたします。

受理年月日 令和2年11月6日

児童発達支援センターの充実について

陳 情 者 堺市西区
五園さくらの会
会長 吉 住 真 弓 他 11,416 名

障がいを持つ子どもたちの児童発達支援センターの充実を求める件

陳情の内容

児童発達支援センターでは、現在通園部門における正規職員が減少の一途を辿り、現場経験の少ない臨時職員が増えています。障がいを持つ子どもたちは環境の変化に敏感なので、柔軟に対応でき継続性のある正規職員の配置こそが安定した療育環境に繋がります。そのためには、今後も公的責任のとれる堺市社会福祉事業団による安定した運営の継続が不可欠です。

堺市は、長年療育に力を入れている政令指定都市として、予算縮減の運営を進めることなく現状の問題を見直し、適正な予算を捻出してください。

医療型児童発達支援センターにおける単独通園の拡充、子どもたちの生きる力を育む上で必要なリハビリの保障、子どもたちの負担を減らす為の通園バスの増加等、これから生きていく障がいを持つ子どもたちの為に、よりよい療育環境の実現を切に願います。

<陳情事項>

1. 療育水準を低下させないよう、園児対保育士（児童指導員含む）の比は正規職員 3:1 を厳守してください。また、堺市社会福祉事業団による運営を今後も継続して下さい。
2. 医療型児童発達支援センターに通う子どもたちの単独通園を一日でも増やせるよう職員体制を保障出来る予算を確保してください。
3. セラピストを増員し、園でリハビリを受ける回数を増やすこと、卒退園後も継続してリハビリが受けられるよう、予算を捻出してください。
4. 通園バスの長時間乗車や自宅から離れた乗降場所は園児の負担になるため、引き続き通園の負担軽減対策をお願いします。

受理年月日 令和2年11月9日

障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市東区

堺・障害者(児)の生活の場を考える会

会長 浦 郷 津留子

障がい児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の拡充を求める陳情書

陳情の内容

昨年12月の堺市議会で「障がい児・者の生きる基盤となる『暮らしの場』の拡充を求める意見書」が全会一致で採択されました。議員の皆様のご尽力に改めて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、障害者の暮らしも大きな影響を受けました。高齢化はもとより大半の障害者が何らかの基礎疾患を持っており、当事者・家族はもちろん事業所で支援にあたる職員も感染防止のため細心の注意を払いながら過ごしてきました。

介護者である親は、もし自分が感染して入院したら我が子は誰が見てくれるのだろうか、また、グループホームの職員はもし利用者が感染したらすぐに入院させてもらえるのだろうか、もしホーム内で隔離・保護となった場合、どのように対応すれば良いのだろうかといった不安を常に抱えています。

障害者の暮らしの支援は、ひとたび有事が起こった場合、一般の人たちに比べて、よりきめ細やかな手厚い支援が必要となります。そのためにも暮らしの場の拡充・整備が早急に求められており、以下の陳情をさせていただきます。

<陳情事項>

1. 新型コロナウイルス感染について

当事者が新型コロナウイルスに感染した場合、速やかに医療機関の受診ができ、入院・治療や隔離・保護などの適切な措置が受けられるように手立てを講じて下さい。

2. 暮らしの場の整備・拡充について

グループホームも入所施設も障害者の暮らしの場として重要な社会資源であり、その人の障害特性に合った暮らしの場を選択できるように、グループホームも入所施設も拡充・整備して

下さい。なぜ、堺市は入所施設の拡充・整備を目標に掲げないのか明らかにして下さい。未だ「ロングショート」の対象者は後を絶たず、いつ在宅介護ができなくなってもおかしくない老障介護の家庭も含めると第6期障害福祉計画の見込量では不安が募ります。

3. 地域生活支援拠点の整備について

堺市においては、地域生活支援拠点は「面的整備により設置済」となっており、今後については、「年1回以上運営状況の検証及び検討する」となっています。しかし、私たちは障害者が地域で安心して暮らせるためには、当面以下のような機能の充実を行う必要があると考えています。

(1) 介護者の死亡や入院等で長期にわたって在宅介護ができなくなった場合、速やかに次の暮らしの場に移行できるシステムを構築することと合わせて、それまでの期間、ショートステイを転々とする事の無いように宿泊機能を付加して下さい。

(2) 以下のケースについても緊急時対応事業の対象として下さい。

- ① 当事者がパニックを起こすなど、さまざまな原因により家族での対応が困難になった場合
- ② 年齢や区分に関わらず、またひとり暮らしの場合
- ③ 堺市の事業所に通う市外在住者
- ④ グループホームから帰宅中に緊急時が起こった時

4. 人材の確保について

保育や介護同様に障害者福祉事務所の人材不足も深刻な事態となっています。特に泊まり勤務の伴う暮らしの場の人材不足はあっという間に深刻であり、せっかくグループホームを開設しても職員が確保できずに入居を制限せざるを得ないようなところもあると聞いています。

堺市として人材確保のためにどのような対策を行っているのか明らかにされるとともに少なくとも保育や介護で講じられている就労や資格取得のための支援策を行って下さい。

受理年月日 令和2年11月10日

保育施策について

陳 情 者 堺市北区

第2子の保育料無償化延期の撤回を求める会

代表 神 谷 亘

清 水 あすか

第2子の保育料無償化延期の撤回を求める陳情書

陳情の内容

「第2子の保育料無償化の無期延期」が9月の広報で告知されました。

保育料の無償化事業は、堺市の独自施策として平成28年度の「第3子以降の0～2歳児の保育料無償化」に始まり、順次拡充されてきました。そして、第2子の保育料無償化実施の予定は平成30年度予算と合わせて発表されていきました。永藤市長による体制への移行後もこの無償化の施策を引き継ぐことが表明され、私たち子育て世代は堺市の子育て施策に期待していました。

0～2歳児の保育料は高額で、所得によりますが、月2～3万円の方でも年間24万円～36万円。多い方では月6.7万円となり、年間で80万円を超えます。0歳から子どもを預けると3年間で240万円以上もの出費です。「10月に双子が産まれるが本当に困っている」「上の子が卒園してしまい、今まで半額だった下の子の保育料が全額負担に。保育料が2倍になり家計に大きな影響を及ぼす」「1人目との年齢差があり、現状の施策では0～2歳児までの保育料半額が全く適用されず経済的負担が大きかったのでとても期待していたのに…」「2人目の出産計画を考えます」「無償化前提で仕事や子どもの習い事等、スケジュールを組んでいたのに…」等々、人生設計への影響を訴える声がこの他にもたくさん上がってきています。また、第2子の妊娠を考えていた家庭が経済的な理由により諦めてしまう事も想定され、少しずつ回復してきている堺市の合計特殊出生率にも影響を及ぼすと考えられます。そして、子どもの虐待の中でも、0歳児の虐待が一番多く、虐待防止の観点からも保育料の無償化は効果があるように思います。

10月より会として取り組み始めた「第2子の保育料無償化延期の撤回を求める署名」は、1ヶ月足らずで7,264筆が集まり、アンケートは211世帯からの回答がありました。子育て世代を中心に、堺市のこれからの子育て施策について市民の方々の関心の高さが伺えます。コロナウイルス感染症

の影響で市の財政状況が厳しいことは十分理解していますが、もう一度、堺市として第2子の保育料無償化の延期を考え直してください。

<陳情事項>

1. 第2子の保育料無償化延期を撤回して下さい。
2. 第2子の保育料無償化延期の撤回が難しい場合、代替の子育て支援策を実施して下さい。

受理年月日 令和2年11月11日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区
堺社会保障推進協議会
会長 今 田 光 俊 他 4,626 名

陳情の内容

高齢化と厳しい格差社会の下で、新型コロナウイルス感染の世界的広がりや消費税 10%の実施などが追い打ちをかけ、個人消費が落ち込み、不況が深刻になっています。しかし、国による社会保障費の削減が続き、社会保障制度の改悪が次々と実施されています。国の悪政の下、自治体には市民生活を守る防波堤となる役割が益々求められています。私たちは、堺市が政令都市としての権限や財源を十分に活かして、社会保障を充実させるように以下の事項の実現を求めます。

尚、この陳情内容の内、6項目にまとめた要望署名には市民から 4,627 筆の賛同署名が寄せられており、これを添えて陳情します。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 医療・国民健康保険に関して

- (1) 公立・公的病院の再編統合やベット数の削減を見直し、災害や感染症の対策として市民の命を公的に守れる医療体制をつくって下さい。
- (2) マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・ゴーグルなどの物資が不足しています。必要数を全医療機関・介護事業所等に配布して下さい。また、感染予防対策には多額の費用がかかり、費用は各医療機関・事業所の持ち出しとなっており、受診抑制やステイホームの影響で患者・利用者が減る中で経営を圧迫しています。そうした費用の助成を行って下さい。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の第 2 波、第 3 波に備えて、発熱外来の整備や検査体制の増強、保健所の体制強化などの対策を行って下さい。マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・ゴーグルなど、医療の継続に必要な物資を堺市独自で備蓄して下さい。
- (4) コロナ禍の下、感染を恐れて医科・歯科医療機関への受診を避けるなどして病状の悪化が懸念されます。また、健診も十分に行なえていません。そうした患者さんの受診を促すため

に市独自の医療費助成を検討して下さい。

- (5) マイナンバーカードを一律に保険証として利用することを強要しないで下さい。
- (6) 国保の財源として、国に1兆円の公費の投入と大阪府には、高すぎる統一国保料の中止を市として強く求めて下さい。市は、もっと基金を繰り入れて、保険料を下げてください。子育て世帯の負担を軽減するために、均等割（加入者1人につき29,673円）は、子どもにはかけないで下さい。
- (7) 医療費の一部負担金減免制度（国保法第44条）を改善・拡充し、市民に知らせて積極的に適用して下さい。
- (8) 滞納世帯への機械的な差押えをせず、生活困窮などの特別事情があるときは保険証を発行して下さい。
- (9) 2009年の新型肺炎の堺市の教訓に基づき、市民すべてに健康保険証が届くようにして下さい。特に、国保の資格証明書を交付されている世帯に保険証を届けて下さい。
- (10) 無料低額診療事業を保険調剤薬局へも適用するように市として国に求めて下さい。また実施する市内の薬局で調剤処方された場合、調剤費の全部または一部を市が助成して下さい。

2. 介護保険、高齢者施策に関して

- (1) 保険料の減免制度の更なる拡充と利用料の減免制度をつくって下さい。
- (2) 保険給付に対する国の負担割合の引き上げを求め、保険料を引き下げて下さい。
- (3) 総合事業は、専門職によるサービスを継続し、介護サービスの質を下げないで下さい。
- (4) 高齢社会の中で、加齢性難聴者に対して補聴器の助成をして下さい。
- (5) 介護保険に対する不服審査の受付や意見陳述は、堺市で実施して下さい。

3. 子ども医療費助成制度は、一部負担金をなくして下さい。

4. 障害者施策に関して

- (1) 障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害に応じた多様な「暮らしの場」を確保して下さい。
- (2) 精神障害で精神病床に入院する時の医療費負担を軽減する市独自の助成制度をつくって下さい。

5. 健診に関して

- (1) がん検診の無償化は、期限をつけずに継続して下さい。
- (2) 特定健診の内容をフレイル検査や聴覚検査など増やして改善・拡充して下さい。受診券は、市民が受けやすいシステムに改善して下さい。
- (3) 移動健診の実施など、もっとかかりやすいシステムを作ってください。

6. 生活保護に関して

- (1) 生活保護を申請した時は、すみやかに受理し、申請権を保障して下さい。

- (2) ケースワーカーを基準どおりに増員し、利用者に寄り添った援助をして下さい。
7. 子どもの貧困対策は担当課を設置し、学習支援や子ども食堂への援助、学校健診での受診勧奨後の受診状況の把握などの実態把握をした上で、子育て応援の制度を充実して下さい。
8. 保育士の処遇を抜本的に改善するとともに、早期に待機児童を解消して下さい。
9. 保育料の給食費に滞納があった場合、児童手当から徴収しないで下さい。

産業環境委員会審査分

10. 65歳以上の高齢者のゴミ個別収集は、ホームヘルパー利用者という条件をはずして対象枠を広げて下さい。ゴミ出しのできない中高層住宅などには個別に収集して下さい。
- また、希望者には見守り等の対応をして下さい。

文教委員会審査分

11. 就学援助制度は、認定基準を引き上げて下さい。
12. 中学校給食は、小学校と同様に全員が食事できる完全実施及び無償化を実施して下さい。
13. のびのびルームは民間企業への委託をやめ、指導員の処遇を改善し早期に専用教室を確保して下さい。

受理年月日 令和2年11月11日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区
住みよい堺市をつくる会 宮山台中学校区連絡会
代表 森 本 尚 生
堺市南区
青 野 敬 次 他 430 名

陳情の内容

当局におかれましては市民の安全、健康、暮らしを守るために努力されておられることに感謝申し上げます。泉北ニュータウン開発で最初に入居したのは、宮山台・竹城台でした。50年の歳月は、府営住宅の建て替えと高齢化がすすんでいます。こうした中で高齢者の「おでかけ応援バスカード」は大変助かっています。また、保育料の無料化、医療費の充実が市民の生活を潤わせています。

私たちは、平成30年7月から「市民が南海バスを利用しやすく利便性を求める」署名に取り組んできました。要求は、陳情項目にあります3項目に対して多くの市民から「JR鳳駅前にバスターミナルが完成している。特に、通勤、通学時、大阪や関空・南紀方面には津久野駅からは不便、早く実現して」、鳳地域の住民からも「実現してほしい。泉ヶ丘からハーベストの丘に行きたい」「応援したい」との励ましも受けています。公共交通の役割は、市民の移動する権利を保障することが大切ではないでしょうか。そして、おでかけ応援バスカードの「障害者・妊婦に適用」「乗り継ぎ制度の充実」など、市民から賛同の意思表示の署名は本日提出の432筆をあわせてのべ2,771筆を堺市議会議長あてに提出致しました。

こうした市民の要求を是非とも実現していただきますよう事業者に強く働きかけてください。泉北ニュータウンはまち開きから53年、私たち宮山台中学校区（宮山台・竹城台）住民、署名に賛同いただいたみなさんの願いを是非とも実現していただきますよう陳情いたします。

<陳情事項>

1. 泉ヶ丘地区からJR鳳駅へのバス路線の新設を南海バスに働きかけてください。
2. おでかけ応援バスを障害者・妊婦にも適用してください。
3. おでかけ応援バスの乗り継ぎ制度の充実を南海バスに働きかけてください。

受理年月日 令和2年11月11日

公園の管理・整備について

陳 情 者 堺市堺区

ザビエル公園大好きの会

代表者 田 中 千壽代

新日本婦人の会 堺支部 錦西班

代表 橋 本 信 子

錦西グランドワーク

代表 横 山 隆 治

府営戎鳥住宅自治会

代表 薦 田 清 他 772 名

陳情の内容

ザビエル公園は近隣公園として地域の住民の貴重な憩いの場です。高齢者・若者・子ども連れの親子など幅広い層が利用しています。

ところが、堺市は民間活力導入として公園を民間に管理運営を委託（P-PFI:パークマネジメント）しようとしています。

P-PFIは大規模な公園（天王寺公園や大阪城公園など）で採用されています。ザビエル公園のような小規模の公園は全国でも例がありません。

ザビエル公園は利用者満足度も高く、民間開発の必要は有りません。

また、堺の歴史資産として重要な場所です。

民間開発でカフェや駐車場を設置されれば、市民が無料で自由に憩える面積が狭くなります。周辺の住環境にも大きな影響が懸念されます。

ザビエル公園は、これまで通り大浜公園事務所が管理・整備をしてください。

<陳情事項>

ザビエル公園は P-PFI 導入など民間開発にせず、堺市の責任で管理・整備をしてください。

受理年月日 令和 2 年 11 月 11 日

公立幼稚園について

陳 情 者 堺市堺区

堺市の公立幼稚園の存続と充実を求める市民の会

代表 乾 房 代

杉 戸 愛 子

滝 口 和 美 他 10,483 名

堺の幼児教育の「要」である公立幼稚園の削減を撤回し

さらに充実して後世の子どもたちに残すよう求める陳情書

陳情の内容

明治 32 年 (1899 年)、開口神社境内に堺市で初めて私の幼稚園が開設され、その 3 年後に堺市立堺第一幼稚園となり、昭和 11 年 (1936 年) に堺市立第一幼稚園と改名しました。堺市の公立幼稚園の先駆けとして、118 年にわたり幼児教育のセンター的役割を担ってきたこの第一幼稚園の最後の卒園児が、昨年 3 月に旅立っていきました。

かつて、堺市には公立幼稚園 20 園、私立幼稚園 53 園がありました。その後、市の教育委員会は公立幼稚園を 10 園に減らし、さらに 2007 年には全廃を打ち出してきました。しかしこの時は、保護者・PTA、地域自治会などから大きな反対があり、全廃を凍結しました。ところが今年、市教育委員会は 4 園を残し、5 園を廃止する方針を打ち出してきました。なぜ 4 園だけ残し、その他は廃園するのか？その理由には合理性がなく、全く納得できません。

現在、公立幼稚園 8 園、私立幼稚園 29 園に通う子どもたちが居ますが、幼稚園での幼児教育を望んでおられる保護者が、それだけおられるという事実には他なりません。また、私立の幼稚園では利用者の需要を見込み、早くから 3 年保育や預かり保育を実施し、給食やバスの送迎も行ってきました。本来、これらは公立幼稚園が率先して取り組むべきであり、経験の継承と活性化のために若い正規職員を計画的に採用すべきなのに、堺市はまったく行ってきませんでした。これでは、園児の数が年々減少するのは当然のことではないでしょうか。

いまこそ、堺の幼児教育の要である公立幼稚園を「幼児教育のセンター」と位置づけ、すべての公立幼稚園を存続させ充実させるべきです。

よって、以下陳情します。

<陳情事項>

全ての公立幼稚園を研究実践園として残し、3年保育と預かり保育を実施するとともに施設の改善や正規職員を増やすなど充実してください。

受理年月日 令和2年11月10日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺市立新金岡小学校のびのびルーム保護者会
会長 東 剛

陳情の内容

新型コロナウイルス感染症の第2波が心配される中、堺市の放課後児童対策事業にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

私たちは、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てをする保護者です。私たちにとって学童保育所は、保護者が安心して働き、子育てをするために、必要不可欠な場所となっています。

国からの緊急事態宣言を受け、学校が休校となる中でも、学童保育所は原則開室されました。医療従事家庭やひとり親家庭にとってはなくてはならない場所であり、その社会的必要性が再認識されました。と同時に現在の学童保育所が抱えるさまざまな問題が浮き彫りになりました。

今こそ、未来の宝である「子ども」たちの健やかな成長と発達のために、制度の改善を行ってください。

私たち保護者会は、子どもたちに安全で豊かな放課後の生活を保障するために下記の事項について陳情いたします。

<陳情事項>

1. プロポーザルによる事業者選定について

子どもたちにとっての『より良い運営』に必要とされることは『より良い企画提案による運営事業者の選定』でなく、いちばん身近な存在である指導員との継続的な関わりや、放課後の大切な居場所である施設環境の充実であると考えます。

今回のコロナ禍は年度の変わる時期と重なったこともあり、教育現場も保育の現場も大変な混乱がありました。ただでさえも不安な日々を過ごしていた子どもたちにとっては、「いつもの先生」「いつもの学童保育」が与える安心感は大きいものでした。

3年の期間限定であるプロポーザルを取りやめ、堺市が責任を持って、これまでの管理運営

の経験を生かし利用者や関係者、市民の声に耳を傾けることでより良い事業の実施を推進してください。

2. 指導員の配置について

2年前から実施された利用率による組織数計算方法の変更により、指導員配置が2名減っています。

現在、感染症予防の3密対策のために、平常時に比べてより多くの指導員の人数が必要となっています。利用率による無理な指導員配置を取りやめ、子どもたちの安全を第一に考えた指導員配置へと、基準を見直してください。

また、新金岡小学校の校庭は面積が広いと、子ども達の遊びの安全を確保するために、施設に見合った指導員配置の見直しをお願いします。

3. 指導員の処遇改善について

新型コロナウイルスが広まる中でも、のびのびルームでは児童の受け入れを継続しており、お互いに感染のリスクを抱えながらの保育を行っています。前回陳情の回答では『指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めていきます』とあります。国のコロナウイルス感染症の補正予算が組まれている中で、堺市としても早急に指導員の処遇改善に向けて予算を計上した上で、慰労金の支給や年末年始・お盆の手当の増額など、その処遇改善が実現できるよう、指導員確保のための改善策を早急を実施してください。

また、感染予防の観点から特にアルコールとハンドソープが不足している現状であり、衛生用品を児童数に応じて十分に支給して頂けるよう要望いたします。また、指導員の自転車置き場の定位置がなく、芝生部分にも屋根がないため、雨の日には雨ざらしで自転車を置いています。早急に指導員専用の自転車置き場を設置して下さい。

4. 設備及び定員問題について

指導員配置が減る一方で、2年前からの利用率による定員設定により、定員が大幅に増加し、現場では、子どもたちの受け入れ体制に混乱が生じています。新金岡のびのびルームの利用者は近年増加傾向にあり大規模マンションの建設と府営住宅の建て替え工事に伴い、子育て世帯の増加が見込まれます。入所を希望するすべての子どもたちを安全に受け入れることができるよう、利用率による無理な定員設定の廃止をお願いします。

また、前回の陳情にて「活動場所の暑さ対策にはエアコンを設置している」「掃除機は受託事業者が用意をすることになっている」と回答がありました。しかし、活動場所は室内だけではなく屋外でも活動を行います。ルームの外壁部にミストの設置と、砂や砂利など教室内の清掃を掃除機で行うも、すぐに掃除機が壊れてしまう為に業務用掃除機の設置、冷蔵庫・パソコン・プリンターなども経年劣化が見られています。事業者が要望に対して対応できるように、委託費を増額するなどの、予算の計上をお願いします。

また、3教室のうち2教室の床はフローリングになり、掃除のしやすさ、衛生面、安全面とも快適に使用できるようになりました。しかし、1室だけが絨毯であり、子どもたちが不公平感なく安全に快適に過ごせるように、残り1室もフローリングへの張り替えを要望します。

5. AEDの設置について

現在、ルームにはAEDが設置されておらず、学校が休校日であれば、ガラスを割って使用しなければならないことになっています。設置場所の変更にはなっていますが学校内の設置のままです。子どもたちや指導員の命を守るため、万が一のときに迅速な対応ができるよう、ルームにAEDを設置してください。

6. 負担金について

堺市は大阪府内でも高い負担金（月額8,000円＋おやつ代2,000円）であり、家庭には大きな負担となり、必要であっても利用できない家庭もあります。きょうだい減免制度の導入など、負担の軽減を検討してください。また、コロナウイルスの影響で世帯収入が減収した家庭には、特別な負担経過措置を検討してください。

受理年月日 令和2年11月10日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺学童保育連絡協議会
会長 松 谷 有 紀

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が拡大して第3波の到達かと言われています。のびのびルームでは、3密の状態にならないように工夫しながら、こどもたちの健康と命を守るたたかいが続けられています。

国からの緊急事態宣言を受けて学校が休校となる中でも、保育所と同様、のびのびルームは原則開室が求められました。のびのびルームは就労家庭やひとり親家庭にとってはなくてはならない居場所であり、その社会的必要性が再認識されました。

今こそ、のびのびルームの役割を再確認して事業内容の見直し、改善、充実をすすめてください。実施主体である堺市としての責任を果たしていただくように、以下の項目を陳情いたします。

これまで、陳情内容に対して具体的ではない、また、回答がない箇所がありました。真摯に陳情内容への回答をお願いします。

<陳情事項>

1. 新型コロナウイルス感染症予防について

- (1) 学童保育事業に国の新型コロナウイルス対策費1次補正、2次補正を活用してください。
- (2) のびのびルームに衛生用品などを配布してください。

感染症対策としてマスク、消毒液、ハンドソープ、空気清浄機などを国の補助金を活用して、児童数に応じて配布してください。そして、今後の配布予定の時期、数量を示してください。

- (3) 指導員へ慰労金の支給を行ってください。
- (4) のびのびルームへの情報提供を迅速に行ってください。

2020年2月～6月の休校措置や児童の受け入れについて、堺市からの発表を事業所が受けて、現場におろすという流れでは迅速な対応ができません。のびのびルームにICT化をすすめてください。そのための予算を確保してください。

(5) 施設基準を見直してください。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大の予防で3密を避けるためにも児童ひとり1.65㎡で1教室40人ではなく、半分の定員設定になるよう施設基準を見直してください。

学校との連携のもと、専用施設の確保を早急にすすめてください。また、体調不良の児童が休める静養室を確保してください。

2. 保育環境を整備してください。

国は広さの基準を児童一人あたり1.65㎡として支援の単位を概ね40人までとしています。堺市は支援の単位ごとに施設を確保して指導員を配置する運営を行っていません。そして、専用教室が2教室の状態のルームが多く(1教室のみが5校)、支援の単位が増えていくと、共用教室を利用する運営が行われています。

「令和元年度 のびのびルーム・堺っ子くらぶ 確保教室における空調設置状況一覧」によりますと92校中、専用教室を3教室以上確保しているのは5校にとどまっています、共用教室を利用している校区は48校にも及んでいます。

共用教室についてはこれまでも要望、改善を求めてきた通り、学校優先であり、使用できない日がある。ロッカーや備品を置けない、おやつを食べられないなどの制約があり、こどもたちの放課後の生活の場として不適切としか言いようがありません。

(1) こどもたちの生活の場として専用教室の確保をすすめてください。

(2) 榎小学校では現在、教室の増築工事が進められています。学校内で施設確保が困難なため、学校外の地域会館を使用している榎小学校のびのびルームは工事車両の進入により危険と隣り合わせの生活をおくっています。こどもたちの安全を確保するために専用教室の増築を強く要望します。

3. 指導員の処遇改善と配置について

支援の単位ごとに「放課後児童指導員」の資格を持つ指導員を常時複数・専任で配置してください。指導員が安心して働き続けられるために、あわせて指導員不足を解消するために、国の「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の補助金をうけて、職務にふさわしい処遇改善と労働条件の確立を行ってください。

4. 放課後児童対策事業の評価と再構築について

現在、堺っ子くらぶ10校の運営事業者の選定が実施されています。履行期間がこれまでの3年間から2年間に変更になりました。放課後子ども支援課によると「放課後児童対策事業の見直しを検討」と答えています。

私たちは、これまで、校区による事業内容の違いや学童保育の充実発展、すべての子どもたちの放課後生活の充実をめざして「のびのびルーム、塀っ子くらぶ、放課後ルーム」の3事業の再構築について要望してきました。

再構築を進めるにあたっては、保護者、子ども、指導員の意見に寄り添って進めていくことを強く要望します。

受理年月日 令和2年11月11日

令和2年 第5回市議会(定例会)陳情書綴

令和2年12月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 真生印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-20-0100

陳情書綴（第55号～第81号）

令和2年 第5回 市議会委員会審査分

堺市議会

